

労働者派遣事業関係資料

I 派遣対象業務

1 現行制度

以下の適用除外業務を除き、労働者派遣事業を行うことができる。

＜適用除外業務＞（法第4条）

- ・ 港湾運送業務
- ・ 建設業務
- ・ 警備業務
- ・ 政令で定める業務（医療関連業務の一部）

【平成15年改正事項】

- ・ 製造業務への労働者派遣を解禁（法附則第4条）
※ 製造業務への労働者派遣については、平成19年2月末までは派遣期間は1年
- ・ 病院等における医業等の医療関連業務について紹介予定派遣を可能とした。（政令第2条）

※ 社会福祉施設への医療関連業務の労働者派遣についても平成15年に可能とした。
- ※ また、平成18年4月より、医療関連業務について、産前産後休業、育児休業、介護休業中の労働者の業務及びへき地の病院等における医師の業務について、労働者派遣を可能とした。

【参考】製造業務へ労働者派遣を行う際に必要な事項

- ・ 派遣元事業主は、製造業務に労働者派遣を行う事業所について、許可申請書又は届出書にその旨記載すること。（法附則第4条）
- ・ 派遣元事業主は、製造業務に従事する派遣労働者100人当たり1人以上を、当該派遣労働者を専門に担当する派遣元責任者としなければならないこと。（施行規則第29条）
- ・ 製造業務に50人を超える派遣労働者を従事させる派遣先は、製造業務に従事する派遣労働者100人当たり1人以上を、当該派遣労働者を専門に担当する派遣先責任者としなければならないこと。（施行規則第

34条)

※ なお、平成15年改正において製造業務への労働者派遣を解禁したことに伴い、派遣元責任者、派遣先責任者の業務に以下のものを追加。

- ・ 派遣元責任者・・・派遣元において安全衛生を統括管理する者及び派遣先との連絡調整（法第36条第5号）
- ・ 派遣先責任者・・・派遣先において安全衛生を統括管理する者及び派遣元事業主との連絡調整（法第41条第5号）

2 ヒアリングにおける主な意見等

<労働者派遣事業者団体>

- ・ 物の製造の解禁に伴って、請負の専業だった会社が、派遣のライセンスを取って、当協会に加入するという状況が顕著になっている。
- ・ 物の製造の業務の解禁は評価するが、請負契約の実態、請負の実態からみると1年は期間が短いと言える。1日でも早く、この受入期間制限の撤廃もしくは延長を要望しているところ。
- ・ 医業の紹介予定派遣の実績については、まだ正直把握しきれてないが、おそらく実態としてはそう多いとは考えていない。医業における労働力の問題等について、派遣の仕組みをもっと積極的に導入しようということであれば、一般の派遣についても医業は解禁すべきではないかと考える。

<派遣元事業主>

- ・ 物の製造への派遣について、派遣先側の反応として、1年の期間制限という部分に躊躇が非常に多かった。熟練度が増してきたところで、期間制限が来るので、生産性の向上にはまだまだ貢献できていない。むしろこの派遣を利用することで、生産性が悪くなっているというようなことも言われる。
- ・ クーリングオフの期間をいかにいい形で回避しながら派遣を上手に製造ラインの中で使うかということがポイントになってきている。
- ・ 製造派遣の1年の受入期間制限が大きなネックになっている。

<派遣先の企業>

- ・ 物の製造の業務の解禁については、期間が1年ということなので、かな

り単純作業でしか使えないという抗議も出ていて、さらに1年後はクーリングオフ期間3ヶ月必要ということで、なかなか実際の利用は思うように進まない実態にある。

<製造業の請負事業者団体>

- ・ 製造業の生産現場における外部労働力の活用という観点からいくと、労働力の外部的な調達という面において、請負の形態が派遣の形態よりも機能的であり、ある程度まとまりのある業務を要する相当数の労働者を調達する場合においては、生産請負方式による方が効率的であり、また技能の蓄積、継承の観点から、期間制限のある派遣形態よりも、そのような限定のない請負形態のほうがより効果的で、請負形態のほうが派遣よりも馴染むものであると思っている。さらに、労働者にとっても、請負では雇用と使用が一致するので、雇用の安定にもつながり、労働者派遣に比べて好ましいものと考えている。
- ・ 労働者派遣法が改正されて以来、製造業の生産現場においては、労働者派遣の活用が非常に広まっている。半数以上の会社が労働者派遣事業の許可を取得し、労働者派遣のニーズに応じる体制をつくっている。
- ・ 今後の動きについて、労働者派遣が製造業の生産現場において、労働力の確保・雇用という観点からどのようなウェイトを占めるのか定かではない。
- ・ 労働者派遣が認められてから、売り上げに占める派遣の割合は15%程度であり、1年の期間限定があるのでこのようなものではないかと思っている。ただ、請負業は、労働者派遣はなじまないと認識しており、そんなに伸びるとは思っていない。製造業においては、フリーターと言われる人が非常に多く、製造の経験のある人というのは極めて少ないため、品質、災害の問題からも、請負契約できちんとした管理監督者のもとに仕事をすることが望ましいと思う。

<製造業の請負事業者>

- ・ 一時的・臨時的な業務については派遣、継続的な業務については請負で行うというのが基本的な形態であるが、顧客のニーズに対応できるよう、労働者派遣のライセンスをとって、両方のサービスができるようにしている。
- ・ 派遣で来た人がすぐに製造工程に従事できるということは考えにくいと思う。よって、結果としては、1年という縛りの中で派遣を使うとすれば、使うメーカー側もスキルを要求されるところに従事させることはできないのではないかと。特に、半導体とか、前工程は請負でないで

きないだろう。

【参考】実態調査結果におけるポイント

＜派遣元事業所調査＞

- ・ 医療関係業務への紹介予定派遣については、一般派遣元事業所のうち、すでに行っている事業所が3.0%、今後行う予定の事業所が11.4%となっている。今後行う予定はないとした事業所は80.4%となっている。
- ・ 物の製造業務への労働者派遣について、一般派遣元事業所のうち、すでに行っている事業所が15.4%、今後行う予定の事業所が12.9%となっている。今後行う予定はないとした事業所は66.8%となっている。
- ・ 平成17年9月1日現在派遣されている労働者の平均は、一般派遣元事業所で男性59.2人、女性41.5人であり、特定派遣元事業所で男性14.4人、女性12.0人となっている。（物の製造業務へ労働者派遣を行っている事業所のみ）
- ・ 常用の派遣労働者についての教育訓練の受講率が80%を超える事業所の割合は、一般派遣元事業所で33.1%、特定派遣元事業所で56.3%であり、一般労働者派遣事業における登録型等の派遣労働者については65.3%となっている。（物の製造業務に従事する労働者に係るものに限る。）

＜派遣先調査＞

- ・ 物の製造業務においての最長3年までの労働者派遣の利用意向については、現在請負を活用している業務について利用したい（25.0%）、現在請負を活用している業務以外の新規の業務について利用したい（16.9%）、現在請負を活用している業務と現在請負を活用している業務以外の新規の業務の両方について活用したい（31.1%）、利用したくない（6.8%）となっている。

＜請負事業所調査＞

- ・ 製造業務への労働者派遣の実施希望については、行いたい、もしくは行っているとする事業所が74.5%、行いたくないとする事業所が15.6%となっており、行いたい、もしくは行っている理由としては、ラインの一部等に少人数の増員が必要となったときに迅速に対応できる（9.1%）、市場のニーズが高い（8.4%）、発注者が派遣を希望

している（５．６％）の順に多くなっている。一方の行いたくない理由としては、労働者派遣事業の許可・届出が必要になる（１６．７％）、派遣期間の制限がある（１０．０％）、発注者が請負を希望している（６．７％）の順となっている。

<請負発注者調査>

（製造業務への労働者派遣）

- ・ 労働者派遣の利用意向については、現在請負を活用している業務について利用したい（２４．３％）、現在請負を活用している業務以外の新規の業務について利用したい（６．２％）、現在請負を活用している業務と、現在は請負を活用していない新規の業務の両方について活用したい（１０．６％）、利用したくない（３０．１％）となっている。
- ・ 労働者派遣を利用したい理由としては、ラインの一部等に少人数の増員が必要となったときに迅速に対応してもらえる（３６．９％）、労働者に直接指揮命令ができる（１５．０％）、コストが安くなると思われる（３．２％）の順に多くなっている。
- ・ 労働者派遣を利用したくない理由としては、１年の派遣期間の制限がある（２８．４％）、就業管理の負担が増大する（５．７％）、コストが高くなると思われる（４．６％）の順に多くなっている。

<請負労働者調査>

（物の製造の業務への派遣解禁について）

- ・ 派遣労働者として働く希望についてみると、有とする者が１３．０％、無とする者が２９．８％、どちらでもないとする者が４８．４％であり、派遣という制度を知らないとする者が６．０％となっている。

製造業における派遣労働者数

(「派遣労働者実態調査結果の概況」、平成17年9月、厚生労働省統計情報部発表)

派遣労働者数及び性別構成比

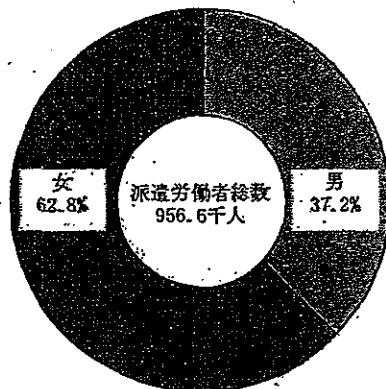


表2 産業・事業所規模別派遣労働者数及び性別構成比

産業・事業所規模	派遣労働者計		男	女
	千人	%	%	%
総数	956.6	100.0	37.2	62.8
鉱業	0.0	*	*	*
建設業	23.2	100.0	19.7	80.3
製造業	314.4	100.0	54.8	45.2
消費関連製造業	55.9	100.0	44.5	55.5
素材関連製造業	70.3	100.0	43.9	56.1
機械関連製造業	188.1	100.0	62.0	38.0
電気・ガス・熱供給・水道業	1.8	100.0	18.9	81.1
情報通信業	71.9	100.0	33.7	66.3
運輸業	99.4	100.0	72.0	28.0
卸売・小売業	128.5	100.0	22.9	77.1
卸売業	75.5	100.0	19.5	80.5
小売業	53.1	100.0	27.9	72.1
金融・保険業	127.7	100.0	7.5	92.5
不動産業	9.6	100.0	35.1	64.9
飲食店、宿泊業	24.8	100.0	21.5	78.5
医療、福祉	31.7	100.0	16.1	83.9
教育、学習支援業	10.2	100.0	20.6	79.4
複合サービス事業	1.5	100.0	28.3	71.7
サービス業(他に分類されないもの)	111.8	100.0	24.4	75.6
生活関連サービス業	23.4	100.0	23.3	76.7
事業関連等サービス業	88.4	100.0	24.7	75.3
事業所規模				
500人以上	268.7	100.0	42.1	57.9
100～499人	342.6	100.0	29.8	70.2
30～99人	345.3	100.0	40.7	59.3

注：調査期日（平成16年8月31日）現在で就業している派遣労働者を派遣先の事業所で把握し、産業・事業所規模別に集計した。

性、現在行っている派遣業務別派遣労働者の構成比

(単位：%)

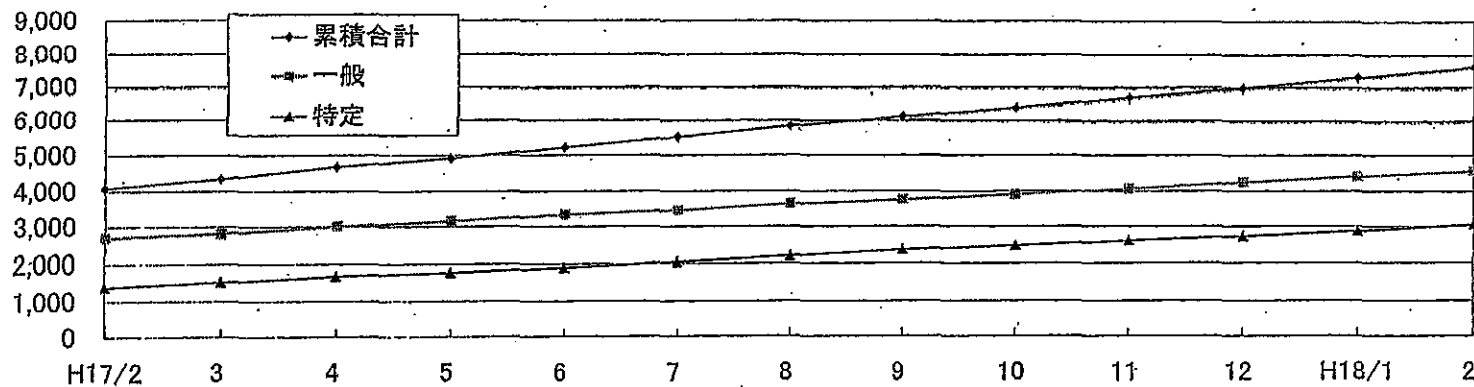
性	派遣労働者総数	政令で定める26業務（複数回答）															
		ソフトウェア開発 (1号)	機械設計 (2号)	放送機器 等操作 (3号)	放送番組 等演出 (4号)	事務用機 器操作 (5号)	通訳、翻 訳、速記 (6号)	秘書 (7号)	ファイリ ング (8号)	調査 (9号)	財務処理 (10号)	取引文書 作成 (11号)	デモン ス トレー ショ ン (12号)	添乗 (13号)	建築物清 掃 (14号)	建築設備 運転、点 検、整備 (15号)	案内・受 付、駐車 場管理等 (16号)
総 数	100.0	4.1	4.7	0.4	0.1	25.4	1.2	1.7	22.8	1.7	5.1	3.6	0.4	0.5	1.8	1.1	5.3
男	100.0	9.1	11.1	0.6	0.2	5.6	0.4	0.1	3.8	1.8	0.7	0.9	0.4	0.2	1.9	2.8	1.8
女	100.0	1.1	0.8	0.3	0.1	37.0	1.7	2.6	34.0	1.5	7.7	5.2	0.4	0.7	1.7	0.1	7.4
性	政令で定める26業務（複数回答）											政令で定める26業務以外の業務（複数回答）					
	研究開発 (17号)	事業の実 施体制の 企画、立 案 (18号)	書籍等の 制作・編 集 (19号)	広告デザ イン (20号)	インテリア コーディネ ーター (21号)	アナウン サー (22号)	OAインス トラクショ ン (23号)	テレマー ケティング の営業 (24号)	セールス エンジニア の営業、 金融商品 の営業 (25号)	放送番組 等におけ る大道具 ・小道具 (26号)	営業(24・ 25を除く)	販売	一般事務	介護	医療関連 業務	物の製造	その他
総 数	4.7	0.4	1.3	0.5	0.1	0.1	1.1	1.8	0.6	0.1	1.2	3.3	34.1	0.6	2.3	13.9	16.7
男	8.1	0.6	1.4	0.1	0.1	0.0	0.6	0.7	0.7	0.2	0.9	2.3	8.5	0.3	0.9	29.3	25.8
女	2.8	0.2	1.3	0.8	0.0	0.1	1.4	2.4	0.5	0.0	1.4	3.8	49.2	0.8	3.1	4.9	11.4

製造業務への労働者派遣の届出事業所数

() 内対前月比増減%

	H17/2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	H18/1	2
累積合計	4,090 (6.7%増)	4,337 (6.0%増)	4,681 (7.9%増)	4,923 (5.2%増)	5,217 (6.0%増)	5,496 (5.3%増)	5,829 (6.1%増)	6,118 (5.0%増)	6,386 (4.4%増)	6,687 (4.7%増)	6,979 (4.4%増)	7,288 (4.4%増)	7,631 (4.7%増)
一般	2,697 (5.1%増)	2,812 (4.3%増)	3,009 (7.0%増)	3,154 (4.8%増)	3,318 (5.2%増)	3,448 (3.9%増)	3,631 (5.3%増)	3,758 (3.5%増)	3,909 (4.0%増)	4,071 (4.1%増)	4,245 (4.3%増)	4,415 (4.0%増)	4,577 (3.7%増)
特定	1,393 (9.8%増)	1,525 (9.5%増)	1,672 (9.6%増)	1,769 (5.8%増)	1,899 (7.3%増)	2,048 (7.8%増)	2,198 (7.3%増)	2,360 (7.4%増)	2,477 (5.0%増)	2,616 (5.6%増)	2,734 (4.5%増)	2,873 (5.1%増)	3,054 (6.3%増)

製造業務への労働者派遣の届出事業所数



【資料出所】 厚生労働省職業安定局需給調整事業課集計

※一般労働者派遣事業を行う事業所については、新規許可事業所のうち製造業務への労働者派遣を行う者及び既に一般労働者派遣事業の許可を取得していた事業所のうち製造業務への労働者派遣を行う旨を届け出た者を合計した事業所数。
 特定労働者派遣事業を行う事業所については、新規届出事業所のうち製造業務への労働者派遣を行う者及び既に特定労働者派遣事業の届出を行っていた事業所のうち製造業務への労働者派遣を行う旨を届け出た者を合計した事業所数。

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（概要）

○ 労働者派遣事業とは

- ・ 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることを業として行うもの。
- ・ 派遣元事業主と派遣労働者との間には雇用関係があり、派遣先と派遣労働者との間には指揮命令関係が存在する。

○ 請負とは

- ・ 当事者の一方（請負事業者）がある仕事を完成することを約し、相手方（注文主）がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約。（民法第632条）
- ・ 請負事業者と請負労働者との間には雇用関係があるが、注文主と請負労働者との間には雇用関係も指揮命令関係も存在しない。

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

○ 請負の形式による契約により行う事業主であっても、以下のすべてを満たしていない場合には、労働者派遣事業を行う者と判断される。

1 自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。

- ① 業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
 - ・ 業務の遂行方法に関する指示その他の管理
 - ・ 業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理
- ② 労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
 - ・ 労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理
 - ・ 労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理
- ③ 企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。
 - ・ 労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理
 - ・ 労働者の配置等の決定及び変更

2 当該業務を自己の業務として相手から独立して処理するものであること。

- ① 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。
- ② 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主のすべての責任を負うこと。
- ③ 単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

①派遣対象業務の拡大について

※＜＞内は平成14年実態調査の数値

【派遣元事業所調査】

表1. 物の製造業務への労働者派遣の予定について

(単位:所、%)

	総数	すでに 行っている	今後行う 予定	行う予定 はない	不明
一般	806	124	104	538	40
	100	15.4	12.9	66.8	5.0
特定	640	16	47	539	38
	100	2.5	7.3	84.2	5.9

表2. 医療関係業務への紹介予定派遣について

(単位:所、%)

	総数	すでに 行っている	今後行う 予定	行う予定 はない	不明
一般	806	24	92	648	42
	100	3.0	11.4	80.4	5.2
特定	640	6	13	567	54
	100	0.9	2.0	88.6	8.4

表3. 医療関係業務への労働者派遣についての考え方

(単位:所、%)

	総数	紹介予定 派遣に限 らずより 拡大して いくべき	現行のま ま	紹介予定 派遣にお いても認 めるべき でない	その他	不明
一般	806	246	355	76	21	108
	100	30.5	44.0	9.4	2.6	13.4
特定	640	131	227	48	46	188
	100	20.5	35.5	7.5	7.2	29.4

表4. 事業所が雇用している派遣労働者数(平成17年9月1日現在)(物の製造業務へ労働者派遣を行っている事業所のみ)

(単位:所、%)

			総数	0人	1~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100人以上	不明	平均(人)
現在派遣されている労働者	男性	一般	124	0	43	14	14	16	9	12	16	59.2
			100	0.0	34.7	11.3	11.3	12.9	7.3	9.7	12.9	
		特定	16	0	7	3	1	3	0	0	2	14.4
			100	0.0	43.8	18.8	6.3	18.8	0.0	0.0	12.5	
	女性	一般	124	0	28	16	8	17	3	7	45	41.5
			100	0.0	22.6	12.9	6.5	13.7	2.4	5.7	36.3	
		特定	16	0	5	0	1	0	1	0	9	12.0
			100	0.0	31.3	0.0	6.3	0.0	6.3	0.0	56.3	
派遣されている労働者のうち登録制度の利用者	男性	一般	124	0	25	8	7	7	3	4	70	55.3
			100	0.0	20.2	6.5	5.7	5.7	2.4	3.2	56.5	
		特定	16	0	2	0	1	0	0	0	13	8.0
			100	0.0	12.5	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	81.3	
	女性	一般	124	0	17	8	1	8	3	4	83	45.3
			100	0.0	13.7	6.5	0.8	6.5	2.4	3.2	66.9	
		特定	16	0	0	0	0	0	1	0	15	50.0
			100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	93.8	
雇用されている労働者で、現在派遣されていないが、派遣されることもある者	男性	一般	124	0	3	3	2	0	1	3	112	39.3
			100	0.0	2.4	2.4	1.6	0.0	0.8	2.4	90.3	
		特定	16	0	1	2	0	1	0	1	11	82.2
			100	0.0	6.3	12.5	0.0	6.3	0.0	6.3	68.8	
	女性	一般	124	0	3	4	0	0	3	2	112	34.5
			100	0.0	2.4	3.2	0.0	0.0	2.4	1.6	90.3	
		特定	16	0	4	0	0	0	0	0	12	4.0
			100	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	
登録者のうち、現在派遣されていない者	男性	一般	124	0	4	6	4	4	8	16	84	389.5
			100	0.0	3.2	4.8	3.2	3.2	4.8	12.9	67.7	
		特定	16	0	0	0	0	0	0	1	15	100.0
			100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	93.8	
	女性	一般	124	0	4	7	6	1	5	15	86	395.0
			100	0.0	3.2	5.7	4.8	0.8	4.0	12.1	69.4	
		特定	16	0	0	0	0	0	0	1	15	100.0
			100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	93.8	

表5. 派遣契約の期間ごとの件数及び平均契約期間(平成17年9月1日現在)

(単位:件、%)

業務		派遣契約期間							平均契約期間(単位:カ月)
		1カ月未満	1カ月以上3カ月未満	3ヶ月以上6カ月未満	6カ月以上1年未満	1年以上3年未満	3年以上	計	
物の製造	一般	256	1401	1064	1260	267	11	4259	7.1
		6.0	32.9	25.0	29.6	6.3	0.3	100	
	特定	0	11	34	46	52	3	146	11.7
		0.0	7.5	23.3	31.5	35.6	2.1	100	

表6. 派遣契約の通算契約期間の件数及び平均通算契約期間(平成17年9月1日現在)
(単位:件、%)

業務		通算契約期間					平均通算 契約期間 (単位:カ 月)
		6カ月未 満	6カ月以 上12カ月 未満	12カ月以 上3年未 満	3年以上	計	
物の製造	一般	1239	1735	748	74	3796	8.6
		32.6	45.7	19.7	2.0	100	
	特定	25	40	50	13	128	17.3
		19.5	31.3	39.1	10.2	100	

表7. 物の製造に係る派遣労働者の教育訓練受講率(平成17年9月1日現在)
(単位:所、%)

		該当事業 所	0~20% 0%	21~40% 0%	41~60% 0%	61~80% 0%	81~100% 0%	不明	平均(%)
常用の派遣労働者	一般	124	6	0	7	5	41	65	83.3
		100	4.8	0.0	5.7	4.0	33.1	52.4	
	特定	16	2	0	2	2	9	1	77.7
		100	12.5	0.0	12.5	12.5	56.3	6.3	
登録型等の派遣労働者	一般	124	8	1	7	3	24	81	71.8
		100	6.5	0.8	5.7	2.4	19.4	65.3	

表8. 物の製造に係る派遣労働者の平均教育訓練期間(平成17年9月1日現在)
(単位:所、%)

		該当事業 所	0日	1~2日	3~6日	7~13日	14~31 日	32日以 上	不明	平均(日)
常用の派遣労働者	一般	124	0	37	13	7	3	0	64	3.5
		100	0.0	29.8	10.5	5.7	2.4	0.0	51.6	
	特定	16	0	8	3	2	1	1	1	11.0
		100	0.0	50.0	18.8	12.5	6.3	6.3	6.3	
登録型等の派遣労働者	一般	124	0	33	10	1	0	0	80	2.0
		100	0.0	26.6	8.1	0.8	0.0	0.0	64.5	

表9. 物の製造に係る派遣労働者の派遣元による教育訓練の方法(複数回答)
(単位:所、%)

	該当事業 所	派遣元で のoff-J T	派遣元で のOJT	派遣先内 での訓練	他の教育 訓練施設 への委託	その他	不明
一般	124	63	31	57	8	3	22
	100	50.8	25.0	46.0	6.5	2.4	17.7
特定	16	9	6	8	3	0	0
	100	56.3	37.5	50.0	18.8	0.0	0.0

表10. 物の製造に係る派遣元責任者の選任数
(単位:所、%)

	該当事業 所	1人	2人	3人	4人	5人	6~9人	10人以 上	不明	平均(人)
一般	124	61	21	8	7	5	7	3	12	2.4
	100	49.2	16.9	6.5	5.7	4.0	5.7	2.4	9.7	
特定	16	12	3	1	0	0	0	0	0	1.3
	100	75.0	18.8	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

表11. 物の製造に係る派遣元責任者を統括する立場の者の有無
(単位;所、%)

	該当事業所	いる	いない	不明
一般	124	73	9	42
	100	58.9	7.3	33.9
特定	16	7	1	8
	100	43.8	6.3	50.0

『派遣先調査』

表12. 物の製造業務において派遣を活用する理由(物の製造業務に派遣を活用している事業所のみ)(複数回答)
(単位;所、%)

該当事業所	ラインの一部等に少人数の増員が必要となったときに迅速に対応してもらえるから	労働者に直接指揮命令ができるから	機械、設備等を貸し出す必要がないから	特別の能力を有する物が必要だから	労働者の就業管理を行うことができるから	コストが安くなると思われるため	請負事業者の技術等のレベルが低いため	その他	不明
148	128	84	32	18	28	47	4	3	6
100	86.5	56.8	21.6	12.2	18.9	31.8	2.7	2.0	4.1

表13. 物の製造業における最長3年までの労働者派遣の利用意向(物の製造業務に派遣を活用している事業所のみ)
(単位;所、%)

該当事業所	現在請負を活用している業務について利用したい	現在請負を活用している業務以外の新規の業務について利用したい	現在請負を活用している業務と、現在は請負を活用していない新規の業務の両方について活用した	利用したくない	不明
148	37	25	46	10	30
100	25.0	16.9	31.1	6.8	20.3

表14. 利用したい理由(利用したいと答えた事業所のみ)

(単位;所、%)

該当事業所	ラインの一部等に少人数の増員が必要となったときに迅速に対応してもらえるから	労働者に直接指揮命令ができるから	機械、設備等を貸し出す必要がないから	労働者の就業管理を行うことができるから	コストが安くなると思われるため	請負事業者の技術等のレベルが低いため	その他	不明
108	34	8	0	0	3	1	0	62
100	31.5	7.4	0.0	0.0	2.8	0.9	0.0	57.4

表15. 利用したくない理由(利用したくないと答えた事業所のみ)

(単位:所、%)

該当事業所	就業管理の負担が増大するため	コストが高くなると思われるため	派遣期間の制限があるため	派遣先としての責任が生じるため	派遣労働者の技術が低いと思われるため	労働者間の連携に不足が生じると思われるため	産業、企業秘密の保持が難しいため	その他	不明
148	0	0	2	1	1	1	0	1	4
100	0.0	0.0	20.0	10.0	10.0	10.0	0.0	10.0	40.0

表16. 物の製造に係る派遣先責任者の選任数(物の製造業務に派遣を活用している事業所のみ)

(単位:所、%)

該当事業所	1人	2人	3人	4人	5人	6~9人	10人以上	不明	平均(人)
148	92	13	10	8	5	4	10	6	3.7
100	62.2	8.8	6.8	5.4	3.4	2.7	6.8	4.1	

表17. 物の製造に係る派遣先責任者を統括する立場の者の有無(物の製造業務に派遣を活用している事業所のみ)

(単位:所、%)

該当事業所	いる	いない	不明
148	56	25	67
100	37.8	16.9	45.3

【請負事業者調査】

表18. 物の製造業務への労働者派遣の実施希望

(単位:所、%)

総数	行いたい	行っている	行いたくない	不明
192	62	81	30	19
100	32.3	42.2	15.6	9.9
<219>	<161>		<52>	<6>
<100>	<73.5>		<23.7>	<2.7>

表19. 派遣を行いたい、もしくは行っている理由

(単位:所、%)

該当事業所	ラインの一部等に少人数の増員が必要となったときに迅速に対応できるから	労働者に直接指揮命令してもらえるから	機械、設備等を借りる必要がないから	派遣先にも使用責任があるから	市場のニーズが高いから	発注者が派遣を希望しているから	ビジネスチャンスが拡大するから	その他	不明
143	13	3	0	0	12	8	4	0	103
100	9.1	2.1	0.0	0.0	8.4	5.6	2.8	0.0	72.0
<161>	<101>	<56>	<36>	<31>	<81>	<33>	<114>	<5>	<0>
<100>	<62.7>	<28.0>	<22.4>	<19.3>	<50.3>	<20.5>	<70.8>	<3.1>	<0.0>

表20. 派遣を行いたくない理由

(単位:所、%)

該当事業所	労働者派遣事業の許可・届出を取得しないといけないため	コストが高くなると思われるため	派遣期間の制限があるため	派遣元としての派遣法上の責任が生じるため	発注者が請負を希望しているから	その他	不明
30	5	2	3	0	2	5	13
100	16.7	6.7	10.0	0.0	6.7	16.7	43.3
<52>	<21>	<16>	<23>	<10>	<26>	<4>	<1>
<100>	<40.4>	<30.8>	<44.2>	<19.2>	<50.0>	<7.7>	<1.9>

表21. 現在請負で行っている業務を労働者派遣の形態で実施する場合の方法

(単位:所、%)

総数	すべて派遣に切り替えたい	請負を基本としつつ、業務量の変動に応じ派遣も活用したい	派遣を基本としつつ、一部の業務では請負も活用したい	不明
192	15	115	43	19
100	7.8	59.9	22.4	9.9
<219>	<5>	<164>	<23>	<27>
<100>	<2.3>	<74.9>	<10.5>	<12.3>

【請負発注者調査】

表22. 「物の製造」の業務における労働者派遣の利用意向

(単位:所、%)

総数	現在派遣を利用している	現在請負を活用している業務について利用したい	現在請負を活用している業務以外の新規の業務について利用したい	現在請負を活用している業務と、現在は請負を活用していない新規の業務の両方について活用した	利用したくない	不明
292	67	71	18	31	88	17
100	23.0	24.3	6.2	10.6	30.1	5.8

表23. 労働者派遣を利用している、もしくは利用したい理由(利用したくない事業所以外)(複数回答)

(単位:所、%)

該当事業所	ラインの一部等に少数の増員が必要となったときに迅速に対応してもらえるから	労働者に直接指揮命令ができるから	機械、設備等を貸し出す必要がないから	労働者の就業管理を行うことができるから	コストが安くなると思われるため	請負事業者の技術等のレベルが低い	その他	不明
187	69	28	3	3	6	1	3	74
100	36.9	15.0	1.6	1.6	3.2	0.5	1.6	39.6
<188>	<152>	<56>	<14>	<13>	<37>	<6>	<0>	<0>
<100>	<80.9>	<29.8>	<7.4>	<6.9>	<19.7>	<3.2>	<0.0>	<0.0>

表24. 労働者派遣を利用したくない理由(利用したくない事業所のみ)(複数回答)

(単位:所、%)

該当事業所	就業管理の負担が増大するため	コストが高くなると思われるため	1年の派遣期間の制限があるため	派遣先としての責任が生じるため	派遣労働者の技術が低いと思われるため	労働時間の連携に不足が生じると思われるため	産業、企業秘密の保持が難しいため	その他	不明
88	5	4	25	2	3	2	2	2	43
100	5.7	4.6	28.4	2.3	3.4	2.3	2.3	2.3	48.9
<136>	<48>	<39>	<95>	<31>				<7>	<2>
<100>	<35.3>	<28.7>	<69.9>	<22.8>				<5.1>	<1.5>

【請負労働者調査】

表25. 「物の製造」の業務への派遣解禁について、請負労働者ではなく、派遣労働者として働く希望

(単位:人、%)

	総数	有	無	どちらでもない	派遣という制度を知らない	不明
総数	554	72	165	268	33	16
	100.0	13.0	29.8	48.4	6.0	2.9
女性	165	31	37	81	10	6
	100.0	18.8	22.4	49.1	6.1	3.6
男性	387	41	128	185	23	10
	100.0	10.6	33.1	47.8	5.9	2.6
管理者	47	7	23	15	0	2
	100.0	14.9	48.9	31.9	0.0	4.3
現場作業のリーダー	104	16	37	41	5	5
	100.0	15.4	35.6	39.4	4.8	4.8
一般の現場労働者	350	42	97	181	25	5
	100.0	12.0	27.7	51.7	7.1	1.4

Ⅱ 派遣期間

1 現行制度

<派遣期間>

- ・ 原則 1 年(派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合等から意見聴取した上で、最長 3 年まで可能)(法第 40 条の 2)

※ただし、以下の業務については、期間の制限はない。(法第 40 条の 2)

- ① 専門的な知識、技術や特別な雇用管理を必要とする業務であって、政令で定めるもの(いわゆる「26 業務」)
- ② 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって一定の期間内に完了することが予定されているもの(いわゆる「有期プロジェクト」)
- ③ その業務が 1 ヶ月間に行われる日数が、派遣先の通常の労働者の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ厚生労働大臣の定める日数(※10 日)以下である業務(日数限定業務)
- ④ 産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務
- ⑤ 介護休業等を取得する労働者の業務

<派遣受け入れ期間の制限への抵触日の通知・明示>

(i) 労働者派遣契約締結時

派遣先は、派遣元事業主に対して、当該派遣先の派遣受入期間の制限への抵触日を通知。(法第 26 条第 5 項)

派遣元事業主は、当該通知がない場合には労働者派遣契約を締結してはならない。

(法第 26 条第 6 項)

(ii) 派遣の開始前

派遣元事業主は、派遣労働者に対して、派遣先の派遣受入期間の制限への抵触日を明示。(法第 34 条第 1 項第 3 号)

(iii) 派遣受入期間の制限への抵触日の 1 ヶ月前～前日

派遣元事業主は、派遣労働者・派遣先に対して派遣の停止を事前通知。(法第 35 条の 2 第 2 項)

【平成15年改正事項】

＜派遣期間＞

業務の種類	派遣期間	
	改正前	改正後
上記①～⑤以外の業務	1年	最長3年
①いわゆる26業務	同一の派遣労働者について3年	制限なし
②いわゆる有期プロジェクト業務	制限なし	制限なし
③日数限定業務	1年	制限なし
④産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務	2年	制限なし
⑤介護休業等を取得する労働者の業務	1年	制限なし

＜派遣受け入れ期間の制限への抵触日の通知・明示＞

- ・派遣受入期間の制限への抵触日の1ヶ月前から前日までに行う派遣元事業主から派遣労働者・派遣先に対する派遣停止の事前通知義務（法第35条の2第2項）を創設。

2 ヒアリングにおける主な意見等

＜労働者派遣事業団体＞

- ・自由化業務における派遣受入期間について、1年から3年に延長されたが、ユーザーからいろいろ声を聞くと、必ずしもその期間延長で満足している状況ではなく、この受入期間制限の撤廃あるいはさらなる延長を要望しているところ。自由化業務であっても、派遣を継続したい人が派遣期間の制限によってやむなくその業務を終了せざるを得ない状況については、見直しが必要ではないかと考える。
- ・意見聴取の問題は、派遣先や派遣労働者からわかりにくいという声があるため、理解しやすい、運用のしやすい制度でなければならないと考

える。

<派遣元事業主>

- ・ 意見聴取については、なぜ意見聴取をやらなければいけないのか理由がよくわからないという話を言われることがある。

<派遣先の企業>

- ・ 一般事務系（特に資料業務）を中心に利用していたので、期間制限の撤廃は総じて非常に良い印象であり、3年を超えて従事している人もかなりいる。
- ・ 26業務のスタッフが期間に制限がなくなったことについては、途中で替わられるよりも、できるなら長く勤めてほしいという思いがあり、派遣スタッフのほうも長く雇用してほしいという人もいたのでそこがうまくできたという気がする。
- ・ デメリットとして、自由化業務について、1年を超える場合はあらかじめ労働組合の意見聴取があり、まだこういう仕組み自体はできていないので、実質自由化業務はない。

<派遣労働者>

- ・ 期間制限を超えて、派遣就業に従事させている場合には、正社員として雇ってほしい。

【参考】実態調査結果におけるポイント

<派遣元事業所調査>

- ・ 期間制限経過時の状況について、派遣を終了した（72.7%）、派遣先の直接雇用にした（36.3%）、派遣労働のまま継続した（25.5%）となっている。
- ・ 受入期間の制限に抵触することとなる最初の日の通知について、一般派遣元事業所では、受けている（56.6%）、受けていない場合もある（31.5%）となっており、特定派遣元事業所では、受けている（45.2%）、受けていない場合もある（25.2%）となっている。

<派遣先調査>

- ・ 受入れ期間の制限の制度を知っていると回答した事業所は70.0%、制度を知らないと回答した事業所は25.9%となっている。

- ・ 受入れ期間の制限の制度についての問題点としては、受入れ期間が短すぎる(26.9%)が最も多く、次いで、同一の業務の判断が難しい(21.2%)、特に問題はない(18.8%)の順となっている。

<派遣労働者調査>

- ・ 派遣先の受入れ期間の制限の制度を知っていると回答した者は、30.9%であり、知らないと答えた者は34.3%となっている。
- ・ 派遣期間の制限については、短縮すべき(1.3%)、そのままよい(11.7%)、延長すべき(8.3%)、撤廃すべき(11.1%)となっており、他に、どちらでもよいとした者が10.9%、わからないとした者が20.4%となっている。

②派遣期間の延長について

※<>内は平成14年実態調査の数値

【派遣元事業所調査】

表1. 派遣契約の期間ごとの件数及び平均契約期間(平成17年9月1日現在)

(単位:件、%)

業務		派遣契約期間							平均契約期間(単位:カ月)
		1カ月未満	1カ月以上3カ月未満	3ヶ月以上6カ月未満	6カ月以上1年未満	1年以上3年未満	3年以上	計	
総計	一般	4611	24922	29470	29309	12647	1816	102775	7.5
		4.5	24.2	28.7	28.5	12.3	1.8	100	
	特定	298	494	1334	4603	4112	443	11284	11.9
		2.6	4.4	11.8	40.8	36.4	3.9	100	
<総計>	<一般>	<6631>	<19217>	<29169>	<41792>			<96809>	<5.9>
		<6.8>	<19.9>	<30.1>	<43.2>			<100>	
	<特定>	<149>	<663>	<2035>	<11592>			<14439>	<9.6>
		<1.0>	<4.6>	<14.1>	<80.3>			<100>	
ソフトウェア開発(1号)	一般	20	237	761	587	171	26	1802	5.7
		1.1	13.2	42.2	32.6	9.5	1.4	100	
	特定	5	154	394	1034	472	45	2104	8.7
		0.2	7.3	18.7	49.1	22.4	2.1	100	
<ソフトウェア開発(1号)>	<一般>	<28>	<329>	<737>	<759>			<1853>	<6.1>
		<1.5>	<17.8>	<39.8>	<41>			<100>	
	<特定>	<26>	<266>	<651>	<2264>			<3207>	<8.8>
		<0.8>	<8.3>	<20.3>	<70.6>			<100>	
機械設計(2号)	一般	88	329	753	1524	913	52	3659	8.5
		2.4	9.0	20.6	41.7	25.0	1.4	100	
	特定	2	98	475	1653	1445	177	3850	12.5
		0.1	2.6	12.3	42.9	37.5	4.6	100	
<機械設計(2号)>	<一般>	<18>	<275>	<936>	<1487>			<2716>	<6.3>
		<0.7>	<10.1>	<34.5>	<54.7>			<100>	
	<特定>	<35>	<208>	<796>	<4915>			<5954>	<9.6>
		<0.6>	<3.5>	<13.4>	<82.5>			<100>	
事務用機器操作(5号)	一般	1006	11516	13992	9830	4247	541	41132	7.5
		2.5	28.0	34.0	23.9	10.3	1.3	100	
	特定	1	193	211	488	780	61	1734	11.0
		0.1	11.1	12.2	28.1	45.0	3.5	100	
<事務用機器操作(5号)>	<一般>	<1772>	<9209>	<13100>	<15736>			<39817>	<6.4>
		<4.5>	<23.1>	<32.9>	<39.5>			<100>	
	<特定>	<14>	<96>	<230>	<2159>			<2499>	<9.7>
		<0.2>	<3.6>	<10.3>	<85.9>			<100>	
ファイリング(8号)	一般	287	1108	2055	2783	1094	128	7455	7.5
		3.9	14.9	27.6	37.3	14.7	1.7	100	
	特定	0	13	14	81	266	8	382	11.1
		0.0	3.4	3.7	21.2	69.6	2.1	100	
<ファイリング(8号)>	<一般>	<737>	<2131>	<3799>	<4929>			<11596>	<5.8>
		<6.4>	<18.4>	<32.8>	<42.5>			<100>	
	<特定>	<1>	<18>	<51>	<426>			<496>	<9.7>
		<0.2>	<3.6>	<10.3>	<85.9>			<100>	

財務処理 (10号)	一般	84	1472	2514	6668	2466	165	13369	7.4
		0.6	11.0	18.8	49.9	18.5	1.2	100	
	特定	0	6	15	41	180	16	258	11.2
		0.0	2.3	5.8	15.9	69.8	6.2	100	
<財務処 理(10 号)>	<一般>	<121>	<1503>	<2488>	<9520>			<13632>	<6.1>
		<0.9>	<11>	<18.3>	<69.8>			<100>	
	<特定>	<0>	<13>	<113>	<639>			<765>	<10.4>
		<0>	<1.7>	<14.8>	<83.5>			<100>	
取引文書 作成(11 号)	一般	223	1756	2483	620	188	20	5290	5.6
		4.2	33.2	46.9	11.7	3.6	0.4	100	
	特定	0	1	21	122	64	4	212	9.8
		0.0	0.5	9.9	57.6	30.2	1.9	100	
<取引文 書作成(1 1号)>	<一般>	<233>	<1712>	<2747>	<2198>			<6890>	<4.7>
		<3.4>	<24.8>	<39.9>	<31.9>			<100>	
	<特定>	<0>	<2>	<4>	<153>			<159>	<9.5>
		<0>	<1.3>	<2.5>	<96.2>			<100>	
案内・受 付、駐車 場管理等 (16号)	一般	328	541	1062	1460	834	105	4330	7.1
		7.6	12.5	24.5	33.7	19.3	2.4	100	
	特定	0	0	9	25	24	1	59	10.5
		0.0	0.0	15.3	42.4	40.7	1.7	100	
<案内・ 受付、駐 車場管理 等(16 号)>	<一般>	<522>	<949>	<1015>	<2001>			<4487>	<6.0>
		<11.6>	<21.1>	<22.6>	<44.6>			<100>	
	<特定>	<2>	<3>	<10>	<109>			<124>	<11.6>
		<1.6>	<2.4>	<7.3>	<88.6>			<100>	
テレマー ケティング の営業(2 4号)	一般	124	993	1093	772	380	46	3408	5.5
		3.6	29.1	32.1	22.7	11.2	1.4	100	
	特定	0	0	1	32	3	6	42	9.0
		0.0	0.0	2.4	76.2	7.1	14.3	100	
<テレ マーケ ティング の営業(2 4号)>	<一般>	<349>	<1002>	<1138>	<1838>			<4327>	<4.5>
		<8.1>	<23.2>	<26.3>	<42.5>			<100>	
	<特定>	<0>	<0>	<0>	<14>			<14>	<8.5>
		<0.0>	<0.0>	<0.0>	<100>			<100>	
その他の 26業務	一般	702	809	1884	1647	1110	93	6245	8.1
		11.2	13.0	30.2	26.4	17.8	1.5	100	
	特定	4	16	145	976	654	40	1835	15.3
		0.2	0.9	7.9	53.2	35.6	2.2	100	
<その他 の26業 務>	<一般>	<2210>	<1083>	<2318>	<2413>			<8024>	<5.8>
		<27.5>	<13.5>	<28.9>	<30.1>			<100>	
	<特定>	<71>	<36>	<163>	<787>			<1037>	<10.6>
		<6.8>	<3.5>	<15.7>	<74>			<100>	
営業	一般	47	153	286	572	142	42	1242	6.2
		3.8	12.3	23.0	46.1	11.4	3.4	100	
	特定	0	0	0	10	6	2	18	24.0
		0.0	0.0	0.0	55.6	33.3	11.1	100	
<営業>	<一般>	<78>	<266>	<154>	<150>			<648>	<4>
		<12.0>	<41.0>	<23.8>	<23.1>			<100>	
	<特定>	<0>	<0>	<0>	<6>			<6>	<14.4>
		<0>	<0>	<0>	<100>			<100>	
販売	一般	660	384	568	541	83	20	2256	6.6
		29.3	17.0	25.2	24.0	3.7	0.9	100	
	特定	0	7	0	1	10	0	18	12.0
		0.0	38.9	0.0	5.6	55.6	0.0	100	
<販売>	一般	<251>	<412>	<206>	<151>			<1020>	<2.2>
		<24.6>	<40.4>	<20.2>	<14.8>			<100>	
	特定	<0>	<0>	<0>	<5>			<5>	<12>
		<0>	<0>	<0>	<100>			<100>	

一般事務	一般	72	263	374	445	185	4	1343	8.2
		5.4	19.6	27.9	33.1	13.8	0.3	100	
	特定	0	4	40	30	47	4	125	9.0
		0.0	3.2	32.0	24.0	37.6	3.2	100	
<一般事務>	<一般>	<47>	<121>	<370>	<364>			<902>	<4.4>
		<5.2>	<13.4>	<41>	<40.4>			<100>	
	<特定>	<0>	<1>	<14>	<71>			<86>	<11.4>
		<0>	<1.2>	<16.3>	<82.6>			<100>	
運転	一般	11	13	44	72	36	24	200	11.0
		5.5	6.5	22.0	36.0	18.0	12.0	100	
	特定	286	1	0	18	36	2	343	15.6
		83.4	0.3	0.0	5.3	10.5	0.6	100	
<運転>	<一般>	<4>	<10>	<28>	<39>			<81>	<3.8>
		<4.9>	<12.3>	<34.6>	<48.1>			<100>	
	<特定>	<0>	<2>	<0>	<18>			<20>	<13.8>
		<0.0>	<10.0>	<0.0>	<90.0>			<100>	
介護	一般	461	146	101	94	35	10	847	7.6
		54.4	17.2	11.9	11.1	4.1	1.2	100	
	特定	0	0	0	1	1	0	2	0.0
		0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	100	
<介護>	<一般>	<12>	<12>	<8>	<14>			<46>	<0.6>
		<26.1>	<26.1>	<17.4>	<30.4>			<100>	
	<特定>	<0>	<17>	<0>	<18>			<35>	<6.7>
		<0.0>	<48.6>	<0.0>	<51.4>			<100>	
物の製造	一般	186	1197	930	1230	184	13	3740	8.0
		5.0	32.0	24.9	32.9	4.9	0.4	100	
	特定	0	1	9	44	35	27	116	10.2
		0.0	0.9	7.8	37.9	30.2	23.3	100	
医療(社会福祉施設等における)	一般	312	87	35	70	55	13	572	5.0
		54.6	15.2	6.1	12.2	9.6	2.3	100	
	特定	0	0	0	6	2	0	8	0.0
		0.0	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0	100	
その他	一般	0	3918	535	394	524	514	5885	11.6
		0.0	66.6	9.1	6.7	8.9	8.7	100	
	特定	0	0	0	41	87	50	178	16.3
		0.0	0.0	0.0	23.0	48.9	28.1	100	
<その他>	<一般>	<249>	<203>	<125>	<193>			<770>	<4.4>
		<32.3>	<26.4>	<16.2>	<25.1>			<100>	
	<特定>	<0>	<1>	<3>	<28>			<32>	<10.8>
		<0.0>	<3.1>	<9.4>	<87.5>			<100>	

表2. 契約期間の長期化・短期化の状況(平成16年2月以前との比較)

(単位;所、%)

		総 数	長くなった	短くなった	変化していない	不明
ソフトウェア開発(1号)	一般	212	11	20	156	25
		100	5.2	9.4	73.6	11.8
	特定	269	14	27	208	20
		100	5.2	10.0	77.3	7.4
<ソフトウェア開発(1号)>	<一般>	<691>	<15>	<45>	<127>	<504>
		<100>	<2.2>	<6.5>	<18.4>	<72.9>
	<特定>	<606>	<11>	<50>	<169>	<376>
		<100>	<1.8>	<8.3>	<27.9>	<62.0>
機械設計(2号)	一般	195	16	15	134	30
		100	8.2	7.7	68.7	15.4
	特定	163	9	21	122	14
		100	5.5	12.9	74.9	8.6
<機械設計(2号)>	<一般>	<691>	<10>	<34>	<100>	<547>
		<100>	<1.4>	<4.9>	<14.5>	<79.2>
	<特定>	<606>	<12>	<48>	<131>	<415>
		<100>	<2>	<7.9>	<21.6>	<68.5>
事務用機器操作(5号)	一般	536	71	50	358	57
		100	13.2	9.3	66.8	10.6
	特定	151	7	8	120	16
		100	4.6	5.3	79.5	10.6
<事務用機器操作(5号)>	<一般>	<691>	<41>	<131>	<267>	<252>
		<100>	<5.9>	<19.0>	<38.6>	<36.5>
	<特定>	<606>	<10>	<25>	<143>	<428>
		<100>	<1.7>	<4.1>	<23.6>	<70.6>
ファイリング(8号)	一般	280	38	23	180	39
		100	13.6	8.2	64.3	13.9
	特定	40	2	0	35	3
		100	5.0	0.0	87.5	7.5
<ファイリング(8号)>	<一般>	<691>	<24>	<80>	<159>	<428>
		<100>	<3.5>	<11.6>	<23>	<61.9>
	<特定>	<606>	<1>	<9>	<43>	<553>
		<100>	<0.2>	<1.5>	<7.1>	<91.3>
財務処理(10号)	一般	278	29	11	203	35
		100	10.4	4.0	73.0	12.6
	特定	40	1	2	34	3
		100	2.5	5.0	85.0	7.5
<財務処理(10号)>	<一般>	<691>	<25>	<45>	<184>	<437>
		<100>	<3.6>	<6.5>	<26.6>	<63.2>
	<特定>	<606>	<5>	<1>	<36>	<564>
		<100>	<0.8>	<0.2>	<5.9>	<93.1>
取引文書作成(11号)	一般	171	19	9	118	25
		100	11.1	5.3	69.0	14.6
	特定	24	1	1	20	2
		100	4.2	4.2	83.3	8.3
<取引文書作成(11号)>	<一般>	<691>	<12>	<35>	<95>	<549>
		<100>	<1.7>	<5.1>	<13.7>	<79.5>
	<特定>	<606>	<0>	<2>	<17>	<587>
		<100>	<0.0>	<0.3>	<2.8>	<96.9>

案内・受付、駐車場管理等(16号)	一般	270	22	19	195	34
		100	92.6	7.0	72.2	12.6
	特定	27	1	0	25	1
		100	3.7	0.0	92.6	3.7
<案内・受付、駐車場管理等(16号)>	<一般>	<691>	<20>	<49>	<167>	<455>
		<100>	<2.9>	<7.1>	<24.2>	<65.8>
	<特定>	<606>	<2>	<1>	<27>	<576>
		<100>	<0.3>	<0.2>	<4.5>	<95>
テレマーケティングの営業(24号)	一般	179	21	8	120	30
		100	11.7	4.5	67.0	16.8
	特定	10	2	0	6	2
		100	20.0	0.0	60.0	20.0
<テレマーケティングの営業(24号)>	<一般>	<691>	<11>	<28>	<105>	<547>
		<100>	<1.6>	<4.1>	<15.2>	<79.2>
	<特定>	<606>	<0>	<0>	<1>	<605>
		<100>	<0.0>	<0.0>	<0.2>	<99.8>
その他の26業務	一般	336	39	19	230	48
		100	11.6	5.7	68.5	14.3
	特定	132	11	3	100	18
		100	8.3	2.3	75.8	13.6
<その他の26業務>	<一般>	<691>	<22>	<39>	<163>	<467>
		<100>	<3.2>	<5.6>	<23.6>	<67.6>
	<特定>	<606>	<4>	<8>	<84>	<510>
		<100>	<0.7>	<1.3>	<13.9>	<84.2>
営業	一般	123	10	7	91	15
		100	8.1	5.7	74.0	12.2
	特定	13	0	0	12	1
		100	0.0	0.0	92.3	7.7
販売	一般	94	4	8	56	26
		100	4.3	8.5	59.6	27.7
	特定	5	0	0	5	0
		100	0.0	0.0	100.0	0.0
一般事務	一般	142	10	9	91	32
		100	7.0	6.3	64.1	22.5
	特定	30	3	1	22	4
		100	10.0	3.3	73.3	13.3
運転	一般	59	5	2	38	14
		100	8.5	3.4	64.4	23.7
	特定	21	4	0	13	4
		100	19.1	0.0	61.9	19.1
介護	一般	36	3	4	23	6
		100	8.3	11.1	63.9	16.7
	特定	4	0	0	4	0
		100	0.0	0.0	100.0	0.0
その他	一般	120	3	4	8	105
		100	2.5	3.3	6.7	87.5
	特定	25	0	0	1	24
		100	0.0	0.0	4.0	96.0

表3. 派遣契約の通算契約期間ごとの件数及び平均通算契約期間(平成17年9月1日現在)

(単位:件、%)

業務		通算契約期間						平均通算 契約期間 (単位:カ 月)
		6カ月未 満	6カ月以 上12カ月 未満	12カ月以 上3年未 満	3年以上 5年未満	5年以上	計	
ソフトウェア 開発(1 号)	一般	362	454	741	253	186	1996	20.0
		18.1	22.8	37.1	12.7	9.3	100	
	特定	325	421	648	278	325	1997	30.1
機械設計 (2号)	一般	258	680	1141	334	203	2616	18.1
		9.9	26.0	43.6	12.8	7.8	100	
	特定	306	524	1425	586	716	3557	37.5
事務用機 器操作(5 号)	一般	8408	10927	13599	2993	2020	37947	21.1
		22.2	28.8	35.8	7.9	5.3	100	
	特定	132	181	734	259	229	1535	39.2
ファイリ ング(8号)	一般	964	1592	2612	577	454	6199	24.6
		15.6	25.7	42.1	9.3	7.3	100	
	特定	18	47	432	56	81	634	46.9
財務処理 (10号)	一般	1526	2470	5297	1744	2022	13053	23.2
		11.7	18.9	40.5	13.4	15.5	100	
	特定	19	33	125	27	36	240	33.2
取引文書 作成(11 号)	一般	1188	1366	1709	244	54	4561	18.5
		26.1	30.0	37.5	5.4	1.2	100	
	特定	3	28	62	91	7	191	24.8
案内・受 付、駐車 場管理等 (16号)	一般	864	846	1390	357	195	3652	21.9
		23.7	23.2	38.1	9.8	5.3	100	
	特定	0	9	22	13	15	59	38.3
テレマ ーケティ ングの営 業(24 号)	一般	572	816	975	329	273	2965	19.1
		19.3	27.5	32.9	11.1	9.2	100	
	特定	0	32	1	6	3	42	34.4
その他の 26業務	一般	1267	900	1725	479	201	4572	19.9
		27.7	19.7	37.7	10.5	4.4	100	
	特定	73	125	559	295	596	1648	35.7
営業	一般	288	308	210	167	1	974	9.5
		29.6	31.6	21.6	17.2	0.1	100	
	特定	0	3	10	4	3	20	32.2
販売	一般	266	184	650	50	26	1176	7.8
		22.6	15.7	55.3	4.3	2.2	100	
	特定	0	3	11	5	0	19	6.0
一般事務	一般	356	387	292	118	16	1169	10.9
		30.5	33.1	25.0	10.1	1.4	100	
	特定	1	8	49	7	6	71	17.4

運転	一般	22	69	86	10	4	191	15.4
		11.5	36.1	45.0	5.2	2.1	100	
介護	特定	287	15	16	4	9	331	29.6
		86.7	4.5	4.8	1.2	2.7	100	
	一般	71	88	132	16	25	332	14.8
		21.4	26.5	39.8	4.8	7.5	100	
	特定	0	1	2	0	0	3	16.0
		0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	100	
物の製造	一般	855	1091	850	81	0	2877	7.6
		29.7	37.9	29.5	2.8	0.0	100	
	特定	28	55	32	2	1	118	9.7
		23.7	46.6	27.1	1.7	0.9	100	
医療(社会福祉施設等における)	一般	29	21	35	0	13	98	15.3
		29.6	21.4	35.7	0.0	13.3	100	
	特定	0	0	8	0	0	8	0.0
		0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100	
その他	一般	325	489	586	56	0	1456	12.0
		22.3	33.6	40.3	3.9	0.0	100	
	特定	2	16	54	31	10	113	31.9
		1.8	14.2	47.8	27.4	8.9	100	

表4. 派遣期間の制限のある業務に労働者を派遣しようとする際、期間の制限に接触する日を当該労働者に通知すること
(期間制限の対象業務での派遣がある事業所のみ)

(単位:所、%)

	該当事業所	文書で行っている	FAXで行っている	電子メールで行っている	口頭で行っている	行っていない	その他	不明
一般	278	202	0	0	49	3	1	23
	100	72.7	0.0	0.0	17.6	1.1	0.4	8.3
特定	94	53	0	3	29	4	0	5
	100	56.4	0.0	3.2	30.9	4.3	0.0	5.3

表5. 期間制限の対象となる業務での期間制限までの派遣の有無
(単位:所、%)

	該当事業所	有	無	不明
一般	806	278	451	77
	100	34.5	56.0	9.6
特定	640	94	414	132
	100	14.7	64.7	20.6

表6. 期間制限経過時の状況(期間制限の対象業務での派遣がある事業所のみ)(複数回答)
(単位:所、%)

	該当事業所	派遣先の直接雇用になった	派遣労働のまま継続した	派遣を終了した	不明
一般	278	101	71	202	10
	100	36.3	25.5	72.7	3.6
特定	94	9	63	31	3
	100	9.6	67.0	33.0	3.2
<一般>	<161>	<48>	<84>	<84>	<2>
	<100>	<29.8>	<52.2>	<52.2>	<1.2>
<特定>	<157>	<4.0>	<140>	<28>	<2>
	<100>	<2.5>	<89.2>	<17.8>	<1.3>

表7. 派遣期間の制限に接触する最初の1ヶ月前から前日までに、接触する最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を派遣先及び派遣労働者に通知すること（期間制限の対象業務での派遣がある事業所のみ）

（単位：所、％）

	該当事業所	文書で行っている	FAXで行っている	電子メールで行っている	口頭で行っている	行っていない	その他	不明
一般	278	151	0	4	72	10	6	35
	100	54.3	0.0	1.4	25.9	3.6	2.2	12.6
特定	94	37	0	4	28	13	3	9
	100	39.4	0.0	4.3	29.8	13.8	3.2	9.6

表8. 1ヶ月間に行われる業務日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の1か月間の所定労働時間に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数（10日）以下の業務（平成17年9月1日現在）

（単位：所、％）

	総数	0件	1～9件	10～19件	20～29件	30～49件	50～99件	100件以上	不明	平均（件）
一般	806	0	114	22	7	5	5	4	649	11.9
	100	0.0	14.1	2.7	0.9	0.6	0.6	0.5	80.5	
特定	640	0	11	1	0	0	0	1	627	24.6
	100	0.0	1.7	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	98.0	

表9. 産前産後休業・育児休業・介護休業等取得する労働者の業務（平成17年9月1日現在）

（単位：所、％）

	総数	0人	1～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	不明	平均（人）
一般	806	1	73	4	1	1	0	0	726	3.0
	100	0.1	9.1	0.5	0.1	0.1	0.0	0.0	90.1	
特定	640	0	29	0	0	0	0	0	611	1.5
	100	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	95.5	

表10. 派遣先の受入れ期間の制限についての理解

（単位：所、％）

	総数	よく理解されている	ほとんど理解されている	説明しているがあまり理解が得られない	全く理解が得られない	不明
一般	806	201	365	188	11	41
	100	24.9	45.3	23.3	1.4	5.1
特定	640	296	184	69	8	83
	100	46.3	28.8	10.8	1.3	13.0
<一般>	<691>	<151>	<334>	<153>	<11>	<42>
	<100>	<21.9>	<48.3>	<22.1>	<1.6>	<6.1>
<特定>	<606>	<233>	<202>	<66>	<16>	<89>
	<100>	<38.4>	<33.3>	<10.9>	<2.6>	<14.7>

表11. 受入期間の制限に抵触することとなる最初の日の通知
(単位:所、%)

	総数	受けている	受けていない場合もある	不明
一般	806	456	254	96
	100	56.6	31.5	11.9
特定	640	289	161	190
	100	45.2	25.2	29.7
<一般>	<691>	<301>	<267>	<123>
	<100>	<43.6>	<38.6>	<17.8>
<特定>	<606>	<217>	<212>	<177>
	<100>	<35.8>	<35>	<29.2>

【派遣先調査】

表12. 派遣契約期間ごとの件数及び平均契約期間(平成17年9月1日現在)

		派遣契約期間							平均期間 (単位:ヵ月)
		1ヵ月未満	1ヶ月以上3ヵ月未満	3ヶ月以上6ヵ月未満	6ヵ月以上1年未満	1年以上3年未満	3年以上	計	
政令で定める26業務	ソフトウェア開発(1号)	23	470	4641	1750	787	286	7957	11.2
		0.3	5.9	58.3	22.0	9.9	3.6	100	
	<ソフトウェア開発(1号)>	<6>	<182>	<2009>		<1539>		<3736>	<8.3>
		<0.2>	<4.9>	<53.8>		<41.2>		<100>	
	機械設計(2号)	10	898	1188	4277	1368	394	8135	11.1
		0.1	11.0	14.6	52.6	16.8	4.8	100	
	<機械設計(2号)>	<12>	<148>	<866>		<2847>		<3873>	<8.7>
		<0.3>	<3.8>	<22.4>		<73.5>		<100>	
	事務用機器操作(5号)	71	3037	3221	6522	2705	110	15666	9.2
		0.5	19.4	20.6	41.6	17.3	0.7	100	
	<事務用機器操作(5号)>	<51>	<1199>	<3599>		<5971>		<10820>	<8.9>
		<0.5>	<11.1>	<33.3>		<55.2>		<100>	
	ファイリング(8号)	9	346	858	3201	868	65	5347	8.8
		0.2	6.5	16.1	44.4	16.2	1.2	100	
	<ファイリング(8号)>	<17>	<510>	<1243>		<1411>		<3181>	<7>
		<0.5>	<16.0>	<39.1>		<44.4>		<100>	
	財務処理(10号)	2	35	167	2521	690	29	3444	9.0
		0.1	1.0	4.9	73.2	20.0	0.8	100	
	<財務処理(10号)>	<2>	<35>	<282>		<843>		<1212>	<8.1>
		<0.2>	<7>	<23.3>		<69.6>		<100>	
	取引文書作成(11号)	7	100	237	238	122	5	709	6.6
		1.0	14.1	33.4	33.6	17.2	0.7	100	
	<取引文書作成(11号)>	<8>	<255>	<333>		<404>		<1000>	<6.6>
		<0.8>	<25.5>	<33.3>		<40.4>		<100>	
	案内・受付、駐車場管理等(16号)	4	102	145	100	80	14	445	11.2
		0.9	22.9	32.6	22.5	18.0	3.2	100	
	<案内・受付、駐車場管理等(16号)>	<21>	<75>	<174>		<282>		<552>	<9.5>
		<3.8>	<13.6>	<31.5>		<51.1>		<100>	
	テレマーケティングの営業(24号)	10	240	540	313	242	44	1389	7.2
		0.7	17.3	38.9	22.5	17.4	3.2	100	
	<テレマーケティングの営業(24号)>	<14>	<181>	<621>		<423>		<1239>	<8.2>
		<1.1>	<14.6>	<50.1>		<34.1>		<100>	
	その他の26業務	12	231	872	1513	662	78	3368	10.2
		0.4	6.9	25.9	44.9	19.7	2.3	100	
	<その他の26業務>	<36>	<111>	<763>		<950>		<1860>	<9.3>
		<1.9>	<6.0>	<41.0>		<51.1>		<100>	

26業務以外	営業	2	18	41	34	23	1	119	9.3
		1.7	15.1	34.5	28.6	19.3	0.8	100	
	<営業>	<15>	<121>	<241>	<93>			<470>	<6.7>
		<3.2>	<25.7>	<51.3>	<19.8>			<100>	
	販売	17	74	289	70	27	10	487	6.8
		3.5	15.2	59.3	14.4	5.5	2.1	100	
	<販売>	<0>	<14>	<31>	<38>			<83>	<6.7>
		<0>	<16.9>	<37.3>	<45.8>			<100>	
	一般事務	6	102	426	349	259	24	1166	9.8
		0.5	8.8	36.5	29.9	22.2	2.1	100	
	<一般事務>	<4>	<202>	<309>	<719>			<1234>	<9.4>
		<0.3>	<16.4>	<25.0>	<58.3>			<100>	
	運転	6	194	20	32	85	8	345	13.7
		1.7	56.2	5.8	9.3	24.6	2.3	100	
	<運転>	<1>	<1>	<6>	<57>			<65>	<8.3>
		<1.5>	<1.5>	<9.2>	<87.7>			<100>	
	介護	5	5	6	28	45	2	91	17.0
		5.5	5.5	6.6	30.8	49.5	2.2	100	
	<介護>	<3>	<0>	<0>	<3>			<6>	<5.0>
		<50>	<0>	<0>	<50>			<100>	
	物の製造	418	1863	1899	3347	638	4	8269	5.8
		5.1	23.7	23.0	40.5	7.7	0.1	100	
	医療(社会福祉施設等における)	9	3	8	30	44	0	94	11.0
		9.6	3.2	8.5	31.9	46.8	0.0	100	
	その他	274	470	176	705	239	18	1882	14.7
		14.6	25.9	9.4	37.5	12.7	1.0	100	
	<その他>	<6>	<82>	<84>	<213>			<385>	<9.2>
		<1.6>	<21.3>	<21.8>	<55.3>			<100>	

表13. 派遣契約期間ごとの長期化・短期化(平成17年9月1日現在)

(単位: %)

		契約期間の長期化・短期化		
		長くなった	短くなった	変化していない
政令で定める26業務	ソフトウェア開発(1号)	19	21	178
		8.7	9.6	81.7
	機械設計(2号)	11	6	151
		6.6	3.6	89.9
	事務用機器操作(5号)	70	31	555
		10.7	4.7	84.6
	ファイリング(8号)	29	8	220
		11.3	3.1	85.6
	財務処理(10号)	21	11	160
		10.9	5.7	83.3
	取引文書作成(11号)	6	5	93
		5.8	4.8	89.4
	案内・受付、駐車場管理等(16号)	14	6	114
		10.5	4.5	85.1
	テレマーケティングの営業(24号)	8	4	56
		11.8	5.9	82.4
	その他の26業務	20	7	196
		9.0	3.1	87.9

26業務以外	営業	5	1	31
		13.5	2.7	83.8
	販売	5	1	21
		18.5	3.7	77.8
	一般事務	27	15	177
		12.3	6.9	80.8
	運転	8	0	26
		23.5	0.0	76.5
介護		3	0	25
		10.7	0.0	89.3
その他		11	2	79
		12.0	2.2	85.9

表14. 派遣契約の通算契約期間ごとの件数及び平均通算契約期間(平成17年9月1日現在)

(単位:件, %)

		通算契約期間						平均通算 契約期間 (単位:ヵ月)
		6ヵ月未 満	6ヵ月以 上12ヵ月 未満	12ヵ月以 上3年未 満	3年以上 5年未満	5年以上	計	
政 令 で 定 め る 2 6 業 務	ソフトウェア開発(1号)	667	912	1608	414	324	3925	26.0
		17.0	23.2	41.0	10.6	8.3	100	
	機械設計(2号)	737	1663	2810	983	650	6843	24.1
		10.8	24.3	41.1	14.4	9.5	100	
	事務用機器操作(5号)	1871	2283	4162	1125	630	10071	23.0
		18.6	22.7	41.3	11.2	6.3	100	
	ファイリング(8号)	367	515	786	192	66	1926	20.5
		19.1	26.7	40.8	10.0	3.4	100	
	財務処理(10号)	79	147	455	221	127	1029	23.0
		7.7	14.3	44.2	21.5	12.3	100	
	取引文書作成(11号)	83	122	269	85	33	592	27.3
		14.0	20.6	45.4	14.4	5.6	100	
26業務以外	案内・受付、駐車場 管理等(16号)	270	66	129	48	20	533	24.4
		50.7	12.4	24.2	9.0	3.8	100	
	テレマーケティング の営業(24号)	276	271	306	129	31	1013	18.7
		27.3	26.8	30.2	12.7	3.1	100	
	その他の26業務	598	480	1186	342	249	2855	25.6
		21.0	16.8	41.5	12.0	8.7	100	
	営業	33	19	32	10	4	98	12.1
		33.7	19.4	32.7	10.2	4.1	100	
	販売	180	150	112	31	9	482	15.3
		37.3	31.1	23.2	6.4	1.9	100	
	一般事務	146	205	415	140	74	980	20.2
		14.9	20.9	42.4	14.3	7.6	100	
	運転	13	19	28	26	7	346	23.6
		3.8	5.5	8.2	7.5	2.0	100	
	介護	14	34	26	6	3	83	17.1
		16.9	41.0	31.3	7.2	3.6	100	
	物の製造	2295	4370	390	221	0	7276	8.6
		31.5	60.1	5.4	3.0	0.0	100	
	医療(社会福祉施設 等における)	6	1	46	1	7	61	15.1
		9.8	1.6	75.4	1.6	11.5	100	
	その他	223	361	688	302	110	1604	14.9
		13.9	22.5	37.9	18.8	6.9	100	

表15. 受入期間制限の制度認知

(単位; 所, %)

総数	知っている	知らない	不明
1581	1106	409	66
100	70.0	25.9	4.2
<2006>	<1419>	<561>	<26>
<100>	<70.7>	<28>	<1.3>

表16. 受入期間の制限に抵触する日の通知

(単位; 所, %)

該当事業所	文書で行っている	FAXで行っている	電子メールで行っている	口頭で行っている	行っていない	その他	不明
1581	475	6	29	247	128	132	564
100	30.0	0.4	1.8	15.6	8.1	8.4	35.7
<1419>	<422>			<294>	<205>	<427>	<71>
<100>	<29.7>			<20.7>	<14.4>	<30.1>	<5.0>

表17. 受入期間の制限についての問題点(複数回答)

(単位; 所, %)

該当事業所	同一の業務の判断が難しい	クーリング期間の判断が難しい	受入れ期間が短すぎる	受入期間の制限に抵触する日の通知が煩わしい	雇入れ勧告や公表の制度を恐れ、労働者派遣が活用しにくい	その他	特に問題はない	不明
1581	335	134	425	181	134	19	297	532
100	21.2	8.5	26.9	11.5	8.5	1.2	18.8	33.7
<1419>	<276>	<124>	<819>	<162>	<169>	<20>	<310>	<94>
<100>	<19.5>	<8.7>	<57.7>	<11.4>	<11.9>	<1.4>	<21.8>	<6.6>

表18. 1年の受入期間制限がある業務について1年を超えて3年までの派遣受入期間の定めの有無

(単位; 所, %)

該当事業所	定めている	定めていない	不明
1581	196	789	596
100	12.4	49.9	37.7

表19. 労働者の過半数で組織する労働組合もしくは労働者の過半数を代表するものの意見の聴取状況
(3年までの派遣受入期間を定めているとした事業所のみ)

(単位; 所, %)

該当事業所	賛成であったため定めた	反対であったため定めた	意見の聴取を行はなかった	不明
196	119	17	56	4
100	60.7	8.7	28.6	2.0

表20. 意見の聴取の実施時期(意見の聴取を行った事業所のみ)

(単位; 所, %)

該当事業所	就業期間前	就業開始後すぐ	派遣就業期間制限前1ヶ月まで	派遣就業制限1ヶ月以内	不明
136	65	18	36	12	5
100	47.8	13.2	26.5	8.8	3.7

表21. 意見の聴取の期限(意見の聴取を行った事業所のみ)

(単位; 所, %)

該当事業所	2・3日未満	1週間未満	1ヶ月未満	1ヶ月以上	不明
136	19	45	35	23	14
100	14.0	33.1	25.7	16.9	10.3

表22. 労働者派遣の期間を可能な限り長く定める等、派遣労働者の雇用の安定を図るための必要な配慮の実施

(単位; 所, %)

該当事業所	行った	行っていない	不明
1581	846	203	532
100	53.5	12.8	33.7

表23. 労働者派遣の役務の提供を受ける理由を説明する等、派遣先労働者の理解が得られるような措置の実施

(受け入れたことがある事業所のみ)

(単位; 所, %)

該当事業所	行った	行っていない	不明
82	69	12	1
100	84.2	14.6	1.2

表24. 期間制限のある業務での期間制限までの継続の有無

(単位; 所, %)

該当事業所	有	無	不明
1581	224	743	614
100	14.2	47.0	38.8

表25. 期間制限経過後の状況(期間制限までの継続がある事業所のみ)

(単位; 所, %)

該当事業所	直接雇用した	そのまま継続して受入れた	派遣を終了し、外部に委託した	派遣を終了し、内部職員で対応した	不明
224	35	129	26	29	5
100	15.6	57.6	11.6	13.0	2.2

表26. 直接雇用しない理由(派遣のまま継続、派遣を終了した事業所のみ)(複数回答3つ以内)

(単位;所, %)

該当事業所	派遣労働者の方が雇用管理の負担が軽減される	派遣労働者の方が雇用調整が容易である	派遣労働者の方がコストが割安である	派遣労働者と正規従業員とは勤務形態が異なる業務である	正規従業員の数を抑制したい	正規従業員との人間関係がうまく行かない	派遣労働者のモラルや能力が低い	その他	不明
371	55	74	54	24	43	48	7	26	40
100	14.8	20.0	14.6	6.5	11.6	12.9	1.9	7.0	10.8

【派遣労働者調査】

表27. 現在の派遣先で同一の業務に継続して派遣で働いている期間

(単位;人, %)

	総数	3ヵ月未満	3ヵ月以上6ヵ月未満	6ヵ月以上1年未満	1年以上1年6ヵ月未満	1年6ヵ月以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上	不明	平均(ヵ月)
総数	2908	133	251	577	443	319	412	353	232	188	23.2
	100	4.6	8.6	19.8	15.2	11.0	14.2	12.1	8.0	6.5	
女性	1672	77	155	357	259	199	239	195	104	87	21.7
	100	4.6	9.3	21.4	15.5	11.9	14.3	11.7	6.2	5.2	
男性	1229	56	96	219	184	119	173	158	127	97	25.3
	100	4.6	7.8	17.8	15.0	9.7	14.1	12.9	10.3	7.9	
登録型派遣労働者	1554	72	133	285	182	126	162	105	46	43	18.3
	100	4.6	8.6	18.3	11.7	8.1	10.4	6.8	3.0	2.8	
常用労働者	1698	60	116	284	253	186	238	243	181	137	26.6
	100	3.5	6.8	16.7	14.9	11.0	14.0	14.3	10.7	8.1	
<総数>	<3460>	<173>	<366>	<566>	<615>	<281>	<466>	<338>	<381>	<274>	<25.1>
	<100>	<5.0>	<10.6>	<16.4>	<17.8>	<8.1>	<13.5>	<9.8>	<11.0>	<7.9>	
<登録型派遣労働者>	<1493>	<101>	<233>	<325>	<307>	<150>	<187>	<89>	<64>	<37>	<17.2>
	<100>	<6.8>	<15.6>	<21.8>	<20.6>	<10.0>	<12.5>	<6.0>	<4.3>	<2.5>	
<常用労働者>	<1801>	<60>	<116>	<212>	<280>	<121>	<256>	<233>	<310>	<213>	<32.8>
	<100>	<3.3>	<6.4>	<11.8>	<15.5>	<6.7>	<14.2>	<12.9>	<17.2>	<11.8>	

表28. 派遣契約期間の変化(登録型の派遣労働者のみ)

(単位;人, %)

	該当者	長期化している	短期化している	変わらない	わからない	不明
総数	1154	508	63	387	162	34
	100	44.0	5.5	33.5	14.0	3.0
女性	959	429	48	331	126	25
	100	44.7	5.0	34.5	13.1	2.6
男性	193	79	15	55	35	9
	100	40.9	7.8	28.5	18.1	4.7
<総数>	<1493>	<573>	<125>	<531>	<222>	<42>
	<100>	<38.4>	<8.4>	<35.6>	<14.9>	<2.8>

表29. 派遣期間が短期化している場合の理由(登録型の派遣労働者のみ)

(単位;人、%)

	該当者	自分の希望	派遣元からの要請	わからない	不明
総数	63	9	44	9	1
	100	14.3	69.8	14.3	1.6
女性	48	8	36	3	1
	100	16.7	75.0	6.3	2.1
男性	15	1	8	6	0
	100	6.7	53.3	40.0	0.0
<総数>	<125>	<16>	<94>	<14>	<1>
	<100>	<12.8>	<75.2>	<11.2>	<0.8>

表30. 26業務以外の業務で期間制限のある業務で、同一派遣先の同一業務で期間制限までの派遣労働の有無

(単位;人、%)

	総数	ある	ない	不明
総数	2908	385	827	1696
	100	13.2	28.4	58.3
女性	1672	275	544	853
	100	16.5	32.5	51.0
男性	1229	110	282	837
	100	9.0	23.0	68.1
登録型派遣労働者	1154	225	440	489
	100	19.5	38.1	42.4
常用労働者	1698	155	375	1168
	100	9.1	22.1	68.8

表31. 派遣先へ就職希望の申し出の有無(あると答えた人)

(単位;人、%)

	該当者	ある	ない	不明
総数	385	51	330	4
	100	13.3	85.7	1.0
女性	275	39	233	3
	100	14.2	84.7	1.1
男性	110	12	97	1
	100	10.9	88.2	0.9
登録型派遣労働者	225	33	189	3
	100	14.7	84.0	1.3
常用労働者	155	18	136	1
	100	11.6	87.7	0.7

表32. 期間制限後の就業状況

(単位:人、%)

	該当者	派遣先に 直接雇用 された	同一の派 遣先の同 一の業務 で派遣就 業した	派遣先を 変えて、 派遣就業 した	同一の派 遣先の違 う業務で 派遣就業 した	派遣を終 了した	その他	不明
総数	385	11	228	73	27	34	12	0
	100	2.9	59.2	19.0	7.0	8.8	3.1	0.0
女性	275	9	168	47	21	22	8	0
	100	3.3	61.1	17.1	7.6	8.0	2.9	0.0
男性	110	2	60	26	6	12	4	0
	100	1.8	54.6	23.6	5.5	10.9	3.6	0.0
登録型派遣労働者	225	5	124	49	19	21	7	0
	100	2.2	55.1	21.8	8.4	9.3	3.1	0.0
常用労働者	155	6	100	23	8	13	5	0
	100	3.9	64.5	14.8	5.2	8.4	3.2	0.0

表33. 派遣先の受入期間の制限の制度の認知

(単位:人、%)

	総数	知っている	知らない	不明
総数	2908	897	996	1015
	100	30.9	34.3	34.9
女性	1672	510	630	532
	100	30.5	37.7	31.8
男性	1229	387	365	477
	100	31.5	29.7	38.8
登録型派遣労働者	1154	392	470	292
	100	34.0	40.7	25.3
常用労働者	1698	493	505	700
	100	29.0	29.7	41.2

表34. 現在の労働者派遣に係る受入期間の制限に抵触する日の認知

(単位:人、%)

	総数	知っている	知らない	期間の制 限の対象 外である	不明
総数	2908	541	1150	167	1050
	100	18.6	39.6	5.7	36.1
女性	1672	291	724	93	564
	100	17.4	43.3	5.6	33.7
男性	1229	250	424	74	481
	100	20.3	34.5	6.0	39.1
登録型派遣労働者	1154	237	547	63	307
	100	20.5	47.4	5.5	26.6
常用労働者	1698	295	583	102	718
	100	17.4	34.3	6.0	42.3
<総数>	<3460>	<1293>	<1975>	/	<192>
	<100>	<37.4>	<57.1>		<5.5>
<登録型派遣労働者>	<1493>	<572>	<891>		<30>
	<100>	<38.3>	<59.7>		<2.0>
<常用労働者>	<1801>	<663>	<991>		<147>
	<100>	<36.8>	<55.0>		<8.2>

表35. 派遣期間の期間制限についての考え

(単位:人、%)

	総数	短縮すべきである	そのまま でよい	延長すべきである	撤廃すべきである	どちらでも よい	わからな い	その他	不明
総数	2908	37	341	242	323	316	593	34	1022
	100	1.3	11.7	8.3	11.1	10.9	20.4	1.2	35.1
女性	1672	18	195	138	179	182	388	24	548
	100	1.1	11.7	8.3	10.7	10.9	23.2	1.4	32.8
男性	1229	19	146	103	143	134	204	10	470
	100	1.6	11.9	8.4	11.6	10.9	16.6	0.8	38.2
登録型派遣労働者	1154	13	157	115	142	138	277	17	295
	100	1.1	13.6	10.0	12.3	12.0	24.0	1.5	25.6
常労働者	1698	24	179	125	173	172	305	17	703
	100	1.4	10.5	7.4	10.2	10.1	18.0	1.0	41.4
<総数>	<3460>	<70>	<522>	<401>	<618>	<660>	<933>		<256>
	<100>	<2.0>	<15.1>	<11.6>	<17.9>	<19.1>	<27.0>		<7.4>
<登録型派遣労働者>	<1493>	<27>	<210>	<198>	<287>	<299>	<399>		<73>
	<100>	<1.8>	<14.1>	<13.3>	<19.2>	<20.0>	<26.7>		<4.9>
<常労働者>	<1801>	<39>	<285>	<186>	<294>	<337>	<492>		<168>
	<100>	<2.2>	<15.8>	<10.3>	<16.3>	<18.7>	<27.3>		<9.3>

Ⅲ 派遣労働者への雇入申込義務

1 現行制度

① 期間制限のある業務についての雇入申込義務(法40条の4)

派遣元事業主が、受け入れ期間制限の抵触日以降労働者派遣をしない旨を派遣先に通知した場合において、派遣先が派遣受入期間の制限の抵触日以降も派遣労働者を使用しようとする場合は、抵触日の前日までに、当該派遣労働者であって、派遣先に雇用されることを希望するものに対し、雇用契約の申込みをしなければならない。

② 期間制限のない業務についての雇入申込義務(法40条の5)

同一業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており、その業務に新たに労働者を雇い入れようとするときは、派遣先はその派遣労働者に対して雇用契約の申込みをしなければならない。

※ 雇入申込義務創設の趣旨

- ① …派遣先による派遣受け入れ期間の制限を未然に防止すること
- ② …同一業務に3年間継続して就業している派遣労働者であれば、当該派遣先において必要な業務遂行能力を有していると考えられること、また、派遣労働者の希望を踏まえて派遣先での直接雇用の機会を与えること

2 ヒアリングにおける主な意見等

<労働者派遣事業団体>

- ・ 自由化業務における雇用契約の申込み義務については、派遣先が外部労働力(派遣)を使うことと直接雇用をすることとは、人事政策上位置づけが全く異なるもので、派遣という仕組みがフレキシブルな労働力需給システムを構築する視点から考えると、廃止を要望する。
- ・ 26業務における雇用契約の申込み義務については、派遣元の正社員という身分がある特定型の派遣労働者も対象となっており、実態とそぐわないと考えること、新規学卒の新入社員を採用するときであっても、3年を超えているスタッフに対する雇用契約の申込み義務は対象となっているが、人事の適切な配置という観点からすると、現場では非常に厳しい状況

があると聞いていること、派遣先が障害者を雇用するときも、決してこのルールは例外ではないということという3点の問題が生じていると考える。

- ・ 派遣元は、直接雇用への橋渡し機能として重要な役割があると考えているが、それが法的な仕組みによる強制的な直接雇用ではなく、派遣先、派遣労働者両者にとって本当によい直接雇用であれば、積極的に派遣元はやっていくべきであり、紹介予定派遣制度等を踏まえて、直接雇用への橋渡し機能を積極的に考えていきたい。
- ・ 派遣先では、直接雇用の申込み義務を回避するため、同一の派遣労働者の就業は3年を超えないというような運用をするところも増えてきている状況であり、派遣継続を希望するスタッフの声には必ずしも百パーセント答えることができていないのではないかと考える。

<派遣元事業主>

- ・ ある製造系の大手企業では、障害者雇用等に力を入れており、そのような人を受け入れようとした矢先に、同じ業務を3年を超えてやっている派遣社員の人がいたら声をかけて、雇わなければならないリスク等を踏まえると、3年を超えて同じスタッフの人を受け入れるのは困るという話を聞く。
- ・ 26業務の雇用申し込み義務が1番（使い勝手が悪い）。

<派遣先>

- ・ 派遣から正社員への登用制度はないが、通訳関係で派遣を3年やっていた人を嘱託で採用した事例はあった。

<派遣労働者>

- ・ 派遣期間制限がある業務について、派遣期間を超えて派遣労働者を使用している場合には、直接雇用してほしい。

<派遣先の労働者>

- ・ 派遣から契約社員になれる制度があり、契約社員が社員になる制度もある。全員に告知をしてるが、派遣の場合は、当然派遣元があるので、派遣元と話をして登用試験を受けるか受けないかを決める。社員だと転勤があるので嫌がる人もいる。

【参考1】規制改革・民間開放推進3カ年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）（抄）

② 派遣法をめぐる規制の見直し等

イ 派遣労働者に対する雇用契約申込み義務の見直し【平成18年度中に検討】

改正労働者派遣法の施行により、26 業務については行政指導に基づく派遣期間の3年制限が撤廃されることになったが、これに伴い、いわゆる3年超えの派遣については、26 業務以外の業務と同様、派遣先に雇用契約の申込み義務が新たに課せられるに至っている。

雇用契約の申込義務は、①派遣期間に制限のある業務（26 業務以外の業務）については、派遣先が期間制限を超えて派遣労働者を使用しようとする場合に、②派遣期間制限のない業務（26 業務）については、3年を超えて同一の派遣労働者を受け入れている派遣先がその業務に労働者を雇い入れようとする場合に、それぞれ課せられるものであるが、その導入の根拠は、①派遣先による期間制限違反を未然に防止することや、②派遣労働者の希望を踏まえて派遣先での直接雇用の機会を与えることにあるとされている。

他方、この雇用契約の申込み義務については、使用者には本来「採用の自由」（雇用契約締結の自由）があり、法は原則としてこれに介入すべきではないこと等を理由に、このような不自然な規制は撤廃すべきであるとの指摘があるほか、26 業務については、雇用契約の申込み義務が新たに課せられたことによって、派遣先が3年を超えて同一の派遣労働者を使用することに慎重になり、その結果、派遣労働者の雇用がかえって不安定なものとなることを懸念する声もある。

よって、雇用契約の申込み義務については、その施行状況等を踏まえ、必要な検討を行う。

【参考2】実態調査結果におけるポイント

<派遣元事業所調査>

- ・ 派遣受入期間の制限がある業務での抵触日前日までの雇用契約の申込の制度について、一般派遣元事業所のうち、努力義務規定に緩和すべきだとした事業所は46.9%、廃止すべきだとした事業所は26.9%となっている。また、特定派遣元事業主のうち、努力義務規定に緩和すべきだとした事業所は37.3%、そのままよいとした事業所は29.7%となっている。
- ・ 派遣受入期間の制限がない業務での3年以上の派遣労働者に対しての雇用契約の申込義務について、一般派遣元事業所のうち、努力義務程度に

緩和すべきだとした事業所は29.4%、廃止すべきだは25.3%となっている。また、特定派遣元事業所について、常用労働者として雇われている労働者は適用除外にすべきだとした事業所は36.3%、そのままでよいとした事業所は21.3%となっている。

<派遣先調査>

- ・ 派遣受入期間の制限がある業務での接触日の前日までの雇用契約の申込状況について（そのような状況になっていない（77.4%）、そのような状況になったが申し込まなかった（4.0%）、そのような状況になったので申し込んだ（10.8%））、派遣受入期間の制限がある業務での接触日の前日までの雇用契約の申込義務について（廃止すべき（19.8%）、努力義務程度（41.1%）、そのままが良い（28.8%）、強化すべき（1.0%））となっている。
- ・ 派遣受入期間の制限がない業務での3年以上の派遣労働者に対する雇用契約の申込状況について（そのような状況になっていない（81.9%）、そのような状況になったが申込を行わなかった（5.6%）、そのような状況になったので申し込んだ（7.5%））、派遣受入期間の制限がない業務での3年以上の派遣労働者に対する雇用契約申込義務について（廃止すべき（20.5%）、努力義務程度（34.5%）、そのままが良い（24.1%）、強化すべき（1.0%））となっている。

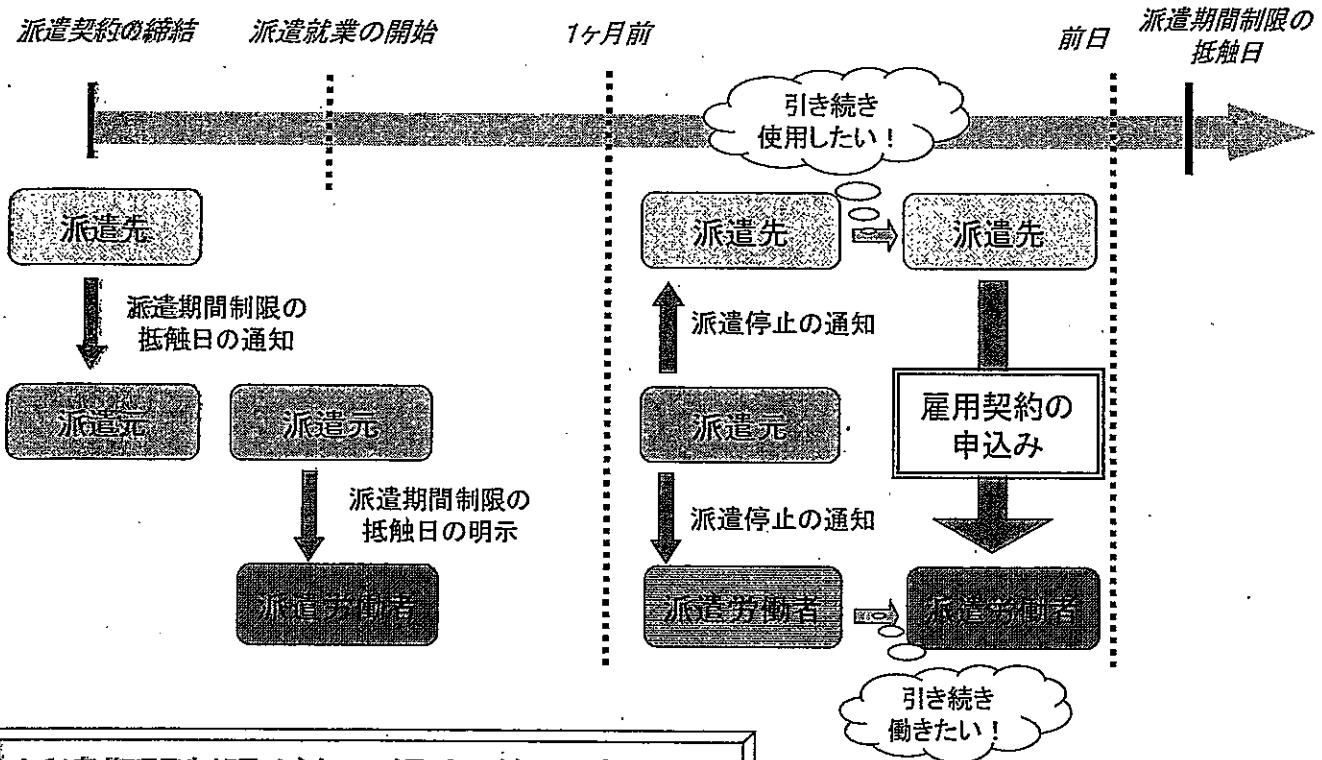
<派遣労働者調査>

- ・ 派遣受入期間の制限がある業務での抵触日前日までの雇用契約の申込義務の制度について（そのままが良い49.2%、強化すべきだ13.9%、努力義務程度にすべきだ18.7%）、派遣受入期間の制限がない業務での3年以上の派遣労働者に対する雇用契約の申込義務の制度について（同43.8%、19.9%、12.3%）となっている。

雇用契約の申込義務

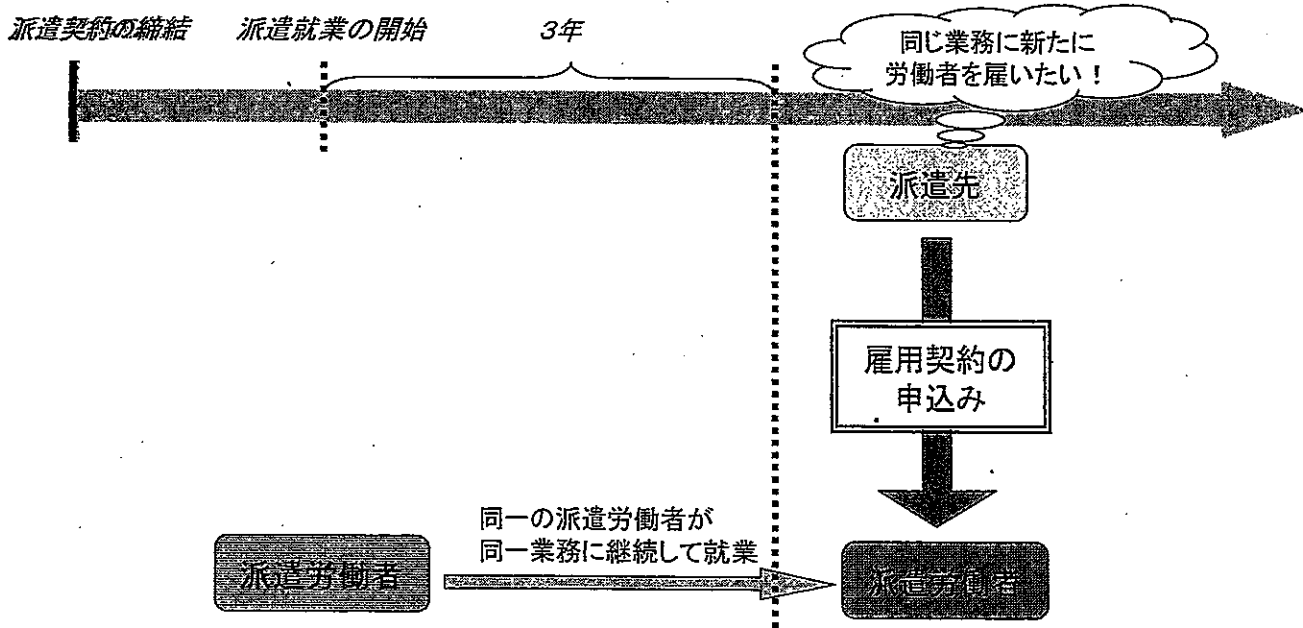
派遣期間制限がある場合(第40条の4)

派遣停止の通知 ⇨ ① 派遣期間制限の抵触日以降も使用するとき ⇨ 雇用契約の申込み(義務)
 ② 派遣労働者が派遣先での雇用を希望するとき



派遣期間制限がない場合(第40条の5)

派遣労働者が3年を超えて同一業務に就業 ⇨ 派遣先が同一業務に新たに労働者を雇い入れるとき ⇨ 雇用契約の申込み(義務)



③派遣労働者の直接雇用の促進について

※<>内は平成14年実態調査の数値

【派遣元事業所調査】

表1. 派遣先の雇用契約の申込義務の制度について(派遣受入期間の制限がある業務について)
(単位:所、%)

	総数	廃止すべきだ	努力義務程度に緩和	そのままでもよい	強化すべきだ	不明
一般	806	217	378	156	25	30
	100	26.9	46.9	19.4	3.1	3.7
特定	640	131	239	190	15	65
	100	20.5	37.3	29.7	2.3	10.2

表2. 派遣先の雇用契約の申込義務の制度について(派遣受入期間の制限がない業務について)
(単位:所、%)

	総数	廃止すべきだ	常用労働者として雇われている労働者は適用除外にすべきだ	努力義務程度に緩和すべきだ	そのままでもよい	強化すべきだ	不明
一般	806	204	159	237	156	21	29
	100	25.3	19.7	29.4	19.4	2.6	3.6
特定	640	111	232	99	136	15	47
	100	17.3	36.3	15.5	21.3	2.3	7.3

表3. 派遣労働者が派遣終了後に派遣先に就職すること(紹介予定派遣の場合を除く)
(単位:所、%)

	総数	よくある	たまにある	ほとんどない	ない	不明
一般	806	43	354	186	198	25
	100	5.3	43.9	23.1	24.6	3.1
特定	640	4	85	126	385	40
	100	0.6	13.3	19.7	60.2	6.3
<一般>	691	248	69	206	31	253
	100	35.9	10	29.8	4.5	36.6

【派遣先調査】

表4. 派遣労働者がそのまま就職する事例の有無(紹介予定派遣の場合を除く)

(単位:所, %)

	総数	よくある	たまにある	ほとんどない	ない	不明
総数	1581	34	346	368	818	15
	100	2.2	21.9	23.3	51.7	1.0
農林水産業	3	0	0	1	2	0
	100	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0
建設業	70	0	11	18	39	2
	100	0.0	15.7	25.7	55.7	2.9
製造業	428	12	108	116	190	2
	100	2.8	25.2	27.1	44.4	0.5
電気・ガス・水道・熱供給業	11	0	1	3	7	0
	100	0.0	9.1	27.3	63.6	0.0
運輸業	80	1	20	18	41	0
	100	1.3	25.0	22.5	51.3	0.0
卸売業	16	0	9	3	4	0
	100	0.0	56.3	18.8	25.0	0.0
通信業	46	0	6	13	27	0
	100	0.0	13.0	28.3	58.7	0.0
卸・小売業	120	3	35	27	55	0
	100	2.5	29.2	22.5	45.8	0.0
金融・保険業	138	4	31	25	77	1
	100	2.9	22.5	18.1	55.8	0.7
不動産業	13	0	0	6	7	0
	100	0.0	0.0	46.2	53.9	0.0
旅館・ホテル	6	0	0	2	4	0
	100	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0
映画制作・配給業	2	0	1	0	1	0
	100	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0
放送業	28	1	2	8	16	1
	100	3.6	7.1	28.6	57.1	3.6
情報サービス業	160	1	37	36	83	3
	100	0.6	23.1	22.5	51.9	1.9
広告業	16	0	1	3	12	0
	100	0.0	6.3	18.8	75.0	0.0
建物サービス業	19	0	1	6	11	1
	100	0.0	5.3	31.6	57.9	5.3
病院・診療所	48	0	11	13	24	0
	100	0.0	22.9	27.1	50.0	0.0
その他のサービス業	161	7	36	33	84	1
	100	4.4	22.4	20.5	52.2	0.6
社団・財団	26	1	1	2	22	0
	100	3.9	3.9	7.7	84.6	0.0
官公庁・公団	25	0	2	2	20	1
	100	0.0	8.0	8.0	80.0	4.0
その他	132	2	23	28	79	0
	100	1.5	17.4	21.2	59.9	0.0
不明	33	2	10	5	13	3
	100	6.1	30.3	15.2	39.4	9.1

表5. 派遣労働者を社員に登用する制度の有無

(単位:所, %)

	総数	正社員として登用する制度がある	嘱託、契約社員として登用する制度がある	制度がない	不明
総数	1581	268	183	1106	24
	100	17.0	11.6	70.0	1.5
農林水産業	3	0	0	3	0
	100	0.0	0.0	100.0	0.0
建設業	70	7	7	54	2
	100	10.0	10.0	77.1	2.9
製造業	428	94	41	288	5
	100	22.0	9.6	67.3	1.2
電気・ガス・水道・熱供給業	11	1	0	10	0
	100	9.1	0.0	90.9	0.0
運輸業	80	14	11	55	0
	100	17.5	13.8	68.8	0.0
旅行業	16	3	7	6	0
	100	18.8	43.8	37.5	0.0
通信業	46	2	9	35	0
	100	4.4	19.6	76.1	0.0
卸・小売業	120	27	17	75	1
	100	22.5	14.2	62.5	0.8
金融・保険業	138	20	21	95	2
	100	14.5	15.2	68.8	1.5
不動産業	13	2	1	10	0
	100	15.4	7.7	76.9	0.0
旅館・ホテル	6	1	1	4	0
	100	16.7	16.7	66.7	0.0
映画制作・配給業	2	0	0	2	0
	100	0.0	0.0	100.0	0.0
放送業	28	2	2	22	2
	100	7.1	7.1	78.6	7.1
情報サービス業	160	31	14	110	5
	100	19.4	8.8	68.8	3.1
広告業	16	2	2	12	0
	100	12.5	12.5	75.0	0.0
建物サービス業	19	2	5	10	2
	100	10.5	26.3	52.6	10.5
病院・診療所	48	6	1	40	1
	100	12.5	2.1	83.3	2.1
その他のサービス業	161	24	22	114	1
	100	14.9	13.7	70.8	0.6
社団・財団	26	1	1	24	0
	100	3.9	3.9	92.3	0.0
官公庁・公団	25	2	0	23	0
	100	8.0	0.0	92.0	0.0
その他	132	19	15	98	0
	100	14.4	11.4	74.2	0.0
不明	33	8	6	16	3
	100	24.2	18.2	48.5	9.1

表6. 派遣受入期間の制限がある業務での抵触日前日までの雇用契約の申込状況
(単位:所, %)

総数	そのような状況になっていない	そのような状況になったが申込を行わなかった	そのような状況になったので申込を行った	不明
1581	1224	63	170	124
100	77.4	4.0	10.8	7.8

表7. 派遣受入期間の制限がある業務での抵触日前日までの雇用契約の申込みの制度について
(単位:所, %)

総数	廃止すべき	努力義務程度にすべき	そのままが良い	強化すべき	不明
1581	313	649	455	16	148
100	19.8	41.1	28.8	1.0	9.4

表8. 派遣受入期間の制限がない業務で同一の労働者を3年を超えて受入れしており、その業務に新たに労働者を雇い入れようとする場合の派遣労働者に対しての雇用契約の申込状況
(単位:所, %)

総数	そのような状況になっていない	そのような状況になったが申込を行わなかった	そのような状況になったので申込を行った	不明
1581	1295	89	118	79
100	81.9	5.6	7.5	5.0

表9. 派遣受入期間の制限がない業務で同一の労働者を3年を超えて受け入れており、その業務に新たに労働者を雇い入れようとする場合の派遣労働者に対しての雇用契約実施制度について
(単位:所, %)

総数	廃止すべき	常用労働者として雇われている場合は適用除外とすべき	努力義務程度にすべき	そのままが良い	強化すべき	不明
1581	324	191	546	381	15	124
100	20.5	12.1	34.5	24.1	1.0	7.8

【派遣労働者調査】

表10. 派遣受入期間の制限がある業務での抵触日前日までの雇用契約の申込義務の制度について

(単位:人、%)

		総数	廃止すべき	努力義務程度にすべき	そのままが良い	強化すべき	不明
総数		2908	285	545	1430	405	243
		100	9.8	18.7	49.2	13.9	8.4
女性		1672	138	307	832	240	155
		100	8.3	18.4	49.8	14.4	9.3
男性		1229	147	237	596	165	84
		100	12.0	19.3	48.5	13.4	6.8
登録型派遣労働者	ソフトウェア開発	25	4	2	9	7	3
		100	16.0	8.0	36.0	28.0	12.0
	機械設計	26	3	8	8	7	0
		100	11.5	30.8	30.8	26.9	0.0
	事務用機器操作	249	18	46	134	35	16
		100	7.2	18.5	53.8	14.1	6.4
	ファイリング	36	2	5	23	6	0
		100	5.6	13.9	63.9	16.7	0.0
	財務処理	52	6	12	27	5	2
		100	11.5	23.1	51.9	9.6	3.9
	取引文書作成	14	1	2	6	4	1
		100	7.1	14.3	42.9	28.6	7.1
	受付・案内、駐車場管理	41	3	10	20	8	0
		100	7.3	24.4	48.8	19.5	0.0
	テレマーケティング	26	2	3	17	3	1
		100	7.7	11.5	65.4	11.5	3.9
	営業	24	2	6	14	2	0
		100	8.3	25.0	58.3	8.3	0.0
	販売	19	2	2	13	2	0
		100	10.5	10.5	68.4	10.5	0.0
	一般事務	356	24	72	180	55	25
		100	6.7	20.2	50.6	15.5	7.0
	運転	7	2	0	4	0	1
		100	28.6	0.0	57.1	0.0	14.3
	介護	20	3	2	7	4	4
		100	15.0	10.0	35.0	20.0	20.0
	製造	31	6	11	14	0	0
		100	19.4	35.5	45.2	0.0	0.0
	医療(社会福祉法人等における)	14	0	2	11	0	1
		100	0.0	14.3	78.6	0.0	7.1
	その他	141	16	25	70	21	9
		100	11.4	17.7	49.7	14.9	6.4
常用労働者	ソフトウェア開発	351	37	46	196	52	20
		100	10.5	13.1	55.8	14.8	5.7
	機械設計	209	25	40	99	30	15
		100	12.0	19.1	47.4	14.4	7.2
	事務用機器操作	216	25	36	100	24	31
		100	11.6	16.7	46.3	11.1	14.4
	ファイリング	23	3	9	6	5	0
		100	13.0	39.1	26.1	21.7	0.0
	財務処理	35	0	7	14	5	9
		100	0.0	20.0	40.0	14.3	25.7
	取引文書作成	16	4	3	6	1	2
		100	25.0	18.8	37.5	6.3	12.5

受付・案内、駐車場管	32	2	6	17	3	4
	100	6.3	18.8	53.1	9.4	12.5
テレマーケティング	14	2	5	6	0	1
	100	14.3	35.7	42.9	0.0	7.1
営業	16	2	2	10	0	2
	100	12.5	12.5	62.5	0.0	12.5
販売	11	2	1	8	0	0
	100	18.2	9.1	72.7	0.0	0.0
一般事務	216	11	39	106	40	20
	100	5.1	18.1	49.1	18.5	9.3
運転	34	8	7	13	2	4
	100	23.5	20.6	38.2	5.9	11.8
介護	20	1	2	13	2	2
	100	5.0	10.0	65.0	10.0	10.0
製造	63	10	22	26	3	2
	100	15.9	34.9	41.3	4.8	3.2
医療(社会福祉法人 等における)	4	0	1	1	1	1
	100	0.0	25.0	25.0	25.0	25.0
その他	338	35	69	151	53	30
	100	10.4	20.4	44.7	15.7	8.9

表11. 派遣受入期間制限がない業務で同一の労働者を3年を超えて受け入れており、その業務に新たに労働者を雇い入れようとする場合の派遣労働者に対しての雇用契約の申込義務の制度について

(単位:人、%)

		総数	廃止す べき	常用労働者と して雇われて いる場合は適 用除外にす べき	努力義務理 由にすべき	そのまま で良い	強化すべ き	不明
総数		2908	258	440	357	1275	578	0
		100	8.9	15.1	12.3	43.8	19.9	0.0
女性		1672	123	250	212	732	355	0
		100	7.4	15.0	12.7	43.8	21.2	0.0
男性		1229	135	190	144	541	219	0
		100	11.0	15.5	11.7	44.0	17.8	0.0
登録型派遣労働者	ソフトウェア開発	25	2	1	4	9	9	0
		100	8.0	4.0	16.0	36.0	36.0	0.0
	機械設計	26	8	5	4	9	7	0
		100	30.8	19.2	15.4	34.6	26.9	0.0
	事務用機器操作	249	25	24	34	115	51	0
		100	10.0	9.6	13.7	46.2	20.5	0.0
	ファイリング	36	1	2	4	21	8	0
		100	2.8	5.6	11.1	58.3	22.2	0.0
	財務処理	52	5	5	6	30	6	0
		100	9.6	9.6	11.5	57.7	11.5	0.0
	取引文書作成	14	1	2	1	5	5	0
		100	7.1	14.3	7.1	35.7	35.7	0.0
	受付・案内、駐車場管	41	2	7	8	16	8	0
		100	4.9	17.1	19.5	39.0	19.5	0.0
	テレマーケティング	26	3	6	3	11	3	0
		100	11.5	23.1	11.5	42.3	11.5	0.0
	営業	24	5	2	5	10	2	0
		100	20.8	8.3	20.8	41.7	8.3	0.0
	販売	19	2	1	3	11	2	0
		100	10.5	5.3	15.8	57.9	10.5	0.0
	一般事務	356	14	55	55	164	68	0
		100	3.9	15.5	15.5	46.1	19.1	0.0

	運転	7	2	0	0	4	1	0
		100	28.6	0.0	0.0	57.1	14.3	0.0
	介護	20	2	3	1	6	8	0
		100	10.0	15.0	5.0	30.0	40.0	0.0
	製造	31	6	5	6	13	1	0
		100	19.4	16.1	19.4	41.9	3.2	0.0
	医療(社会福祉法人 等における)	14	0	2	2	8	2	0
		100	0.0	14.3	14.3	57.1	14.3	0.0
	その他	141	19	12	21	59	30	0
		100	13.5	8.5	14.9	41.8	21.3	0.0
常用労働者	ソフトウェア開発	351	31	50	29	181	60	0
		100	8.8	14.3	8.3	51.6	17.1	0.0
	機械設計	209	29	44	18	84	34	0
		100	13.9	21.1	8.6	40.2	16.3	0.0
	事務用機器操作	216	21	39	22	86	48	0
		100	9.7	18.1	10.2	39.8	22.2	0.0
	ファイリング	23	3	3	8	5	4	0
		100	13.0	13.0	34.8	21.7	17.4	0.0
	財務処理	35	2	5	3	15	10	0
		100	5.7	14.3	8.6	42.9	28.6	0.0
	取引文書作成	16	3	3	1	7	2	0
		100	18.8	18.8	6.3	43.8	12.5	0.0
	受付・案内、駐車場管	32	2	7	2	16	5	0
		100	6.3	21.9	6.3	50.0	15.6	0.0
	テレマーケティング	14	3	2	3	5	1	0
		100	21.4	14.3	21.4	35.7	7.1	0.0
	営業	16	1	2	2	9	2	0
		100	6.3	12.5	12.5	56.3	12.5	0.0
	販売	11	1	1	2	6	1	0
		100	9.1	9.1	18.2	54.6	9.1	0.0
	一般事務	216	17	43	20	88	48	0
		100	7.9	19.9	9.3	40.7	22.2	0.0
	運転	34	9	5	2	10	8	0
		100	26.5	14.7	5.9	29.4	23.5	0.0
	介護	20	1	5	0	11	3	0
		100	5.0	25.0	0.0	55.0	15.0	0.0
	製造	63	4	12	13	27	7	0
		100	6.4	19.1	20.6	42.9	11.1	0.0
	医療(社会福祉法人 等における)	4	0	0	1	1	2	0
		100	0.0	0.0	25.0	25.0	50.0	0.0
	その他	338	17	59	46	137	79	0
		100	5.0	17.5	13.6	40.5	23.4	0.0